

同志社大学
2021 年度 卒業論文

児童虐待の社会構築主義的研究
-兵庫県明石市の長期親子分離事例をもとに-

社会学部社会学科
学籍番号：1109181062
氏名：茂木遼矢
指導教員：立木茂雄
(本文の総文字数：21,947 字)

要旨

論題 児童虐待の社会構築主義的研究-兵庫県明石市の長期親子分離事例をもとに-

学籍番号：1109181062

氏名：茂木遼矢

本研究では、児童虐待をテーマとして、児童虐待事例の社会構築主義的研究を行う。児童虐待は、悲惨な虐待死事件や相談件数の増加などが報道されることで、社会問題としてのイメージが浸透し、児童相談所の体制強化をはじめとする社会的な対策が急務とされるようになってきた。こうした児童虐待問題は社会学において社会構築主義の立場から研究されており、児童虐待の社会問題過程とその影響を明らかにしてきた。本研究では、先行研究で検討されてこなかった事例として、虐待疑いによる長期親子分離の一事例を取り上げ、メディア報道の分析からその事例に対するメディアの問題構築のあり方を明らかにしようとした。分析の結果、対象事例におけるメディアの問題構築のあり方は三段階に分類された。また、それらはクレーム申し立ての段階や政策形成の段階の影響を受けている他、メディア報道の段階が他段階に影響を与えうるということが示唆された。

キーワード：児童虐待、長期親子分離事例、社会構築主義

目次

1	はじめに	1
1.1	研究背景	1
1.2	先行研究	1
(1)	社会構築主義について	1
(2)	社会問題過程の相互作用モデル	2
(3)	社会構築主義的な児童虐待研究	6
(4)	社会構築主義的な児童虐待研究の成果と課題	7
(5)	動的な社会問題としての児童虐待研究	8
1.3	研究目的と意義	8
2	方法	9
2.1	分析対象事例	9
2.2	データ	10
(1)	兵庫県児童虐待防止委員会ワークショップ	10
(2)	メディア記事	10
2.2	分析の方法	11
(1)	メディア記事のコレスポネンス分析	11
(2)	ワークショップKJ法データの再統合	11
3	結果	11
3.1	コレスポネンス分析の結果	11
3.2	KJ法データの再統合の結果	17
4	考察	21
4.1	メディアの問題構築に関する考察	21
(1)	象限の分類による考察	21
(2)	メディアデータからの考察	22
(3)	発行月データからの考察	24
(4)	問題構築のあり方の分類	28
(5)	社会問題過程の相互作用モデルからの考察	31
4.2	児童相談所職員らの反応との比較	32
5	結論	33
5.1	本研究のまとめ	33
5.2	今後の課題	33
	参考文献	35

1 はじめに

1.1 研究背景

本研究では、児童虐待をテーマとして、児童虐待事例の社会構築主義的研究を行う。児童虐待は子どもの健康的な成長に影響を及ぼすものであり、しばしば虐待によって子どもの命が奪われる痛ましい事件も起きている。児童虐待相談対応件数は、1990年度から2020年度まで増加の一途をたどっており、2020年度は205,044件であった（厚生労働省2021a）。また、日本において「虐待」が人びとの耳目を引くようになったのは、相談件数の集計・公表が始まった1990年代以降のこと（内田2009:23-4）であるとされ、厚生労働省は、児童虐待の防止を「社会全体で取り組むべき重要な課題」（厚生労働省2021b）であるとしている。2000年には「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」）が制定され、制度改正や関係機関の体制強化などによって国家レベルでの児童虐待への対応の充実が図られてきた。また、1990年に大阪で発足した「児童虐待防止協会」を皮切りに、様々な民間団体等が児童虐待防止に取り組んでいる。2020年には「児童虐待防止法」および「児童福祉法」において体罰の禁止が明記されるなど、さらなる体制強化が進み、「オレンジリボン運動」や「児童虐待防止推進月間」などの啓発活動によって児童虐待やその定義、通告義務などの認知度が高まりつつあることから、児童虐待に対する社会的な関心や問題意識はより一層高まっていくのではないだろうか。

「児童虐待への関心が高まってきた背景には、マス・メディアによる報道が強く影響している」（田中2011:120）とされ、悲惨な虐待死事件や相談件数の増加などが報道されることで、児童虐待の社会問題としてのイメージが浸透し、児童相談所の体制強化をはじめとする社会的な対策が急務とされるようになってきた。厚生労働省は、児童虐待防止のための取組の一つとして児童相談所を挙げており、児童相談所を「子どもに関する家庭などからの相談に応じ、子どもが有する問題や子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、子どもや家庭に適切な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的とした機関」（厚生労働省2021b）であるとしている。児童虐待相談の対応は児童相談所が主として担うものであり、増加の一途をたどり今後も増加が予想される児童虐待相談や児童虐待に対する迅速かつ的確な対応が一層求められるようになってきている。

1.2 先行研究

本研究を行う上で参照した先行研究を以下に示していく。

(1) 社会構築主義について

こうした児童虐待問題は社会学においても研究の対象とされてきた。その一つが社会構築主義の立場からの研究であり、社会構築主義は、「何らかの状態を社会問題として定義し、それへの対処を求めるからこそ、その状態が社会問題として構築される」（赤川2012:17）という発想に基づく立場である。スペクターとキツセは、社会構築主義の定義、特徴を以下のように説明している。

社会問題は、なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動であると定義される。ある状態を根絶し、改善し、あるいはそれ以外の形で改変する必要があると主張する活動の組織化が、社会問題の発生を条件づける。社会問題の理論の中心課題は、クレーム申し立て活動とそれに反応する活動の発生や性質、持続について説明することである。(Spector & Kitsuse 1977=1990: 119)

「クレーム申し立て活動」とは、クレームを申し立て、苦情を述べ、状態の改変を要求する活動であり、クレームの申し立ては、ある活動主体から他者に向けての、ある想定された状態について何かをすべきだという要求のことである (Spector & Kitsuse 1977=1990: 123)。

社会構築主義の立場から研究されてきた社会問題の対象は、貧困、犯罪、差別、薬物、ジェンダーなど多岐にわたり、児童虐待もまたその主たる対象の一つとして研究がなされてきており (見原 2019: 334-5)、児童虐待の社会構築主義的研究では、上野 (1996) などを筆頭に、児童虐待に対してどのような「クレーム申し立て」がなされ、それがどのように社会問題として構築・維持されてきたのかを明らかにしようとしてきた。また、児童虐待の防止活動といった「クレーム申し立て活動」の中で浸透していく「虐待が増加・深刻化している」という言説によって、「何がどのように見えなくなっているのか」(上野・野村 2003: 4)、一連の活動によってもたらされるものは虐待の防止や子どもの安全のほかにもどのようなものがあるのかについて、問題提起しようとしてきた。

以下では、社会構築主義の立場に基づく社会問題過程に関する理論を示した上で、児童虐待の社会構築主義的研究によってどのような問題提起がなされてきたのか、また、それらの研究にどのような課題が残されているのかを示していく。

(2) 社会問題過程の相互作用モデル

ベスト (2017=2020) は、社会問題を定義する方法として、客観主義的アプローチと主観主義的アプローチの二つの方法を挙げている。

客観主義的アプローチとは、社会問題を有害な状態であると捉える方法であり、客観的に測定可能な状態の特徴について定義し、表現しようとすることから「客観主義」と呼ばれる。ベストは、客観主義的アプローチについて3つの問題点を指摘している。第一の問題点は、有害と思われている状態が必ずしも社会問題と認識されていないということである。第二の問題点として指摘しているのは、同じ状態が全く異なる理由によって社会問題として認識されるということである。第三の問題点として指摘しているのは、客観主義の定義の曖昧さである。広範囲の主題を扱おうとするため、有害さについてももっとも一般的な用語で伝えているにすぎず、何が害悪を構成するのかを特定しないことを指摘している。以上の問題点から、ベストは社会問題と考えるか否かを区別しうる客観主義的定義の考案はきわめて困難であるとしている。

主観主義的アプローチとは、あることが問題であるか否かという人びとの主観的な認識の観点から、社会問題を定義づけるものである。あることを社会問題にするのは、その状態への主観的な反応であり、社会問題を社会に内在する状態について関心を喚起する取り組みだと定義している。また、影響力のある定義として、スペクターとキツセに

よる定義 (Spector & Kitsuse 1977=1990: 119) を挙げ、社会問題の研究は、状態ではなく状態についてのクレームに焦点をあてるべきだと説明している。

ベストは、人がたえずとりまく世界について解釈を創造、構築する過程が、社会学者によって「社会的構築」と呼ばれていることを紹介し、社会問題は社会的構築であり、社会問題に共通することがその構築であることを説明している。社会問題は、社会問題過程の観点から理解する必要があるとしている。つまり、社会問題の研究は、特定の状態が、いかにして、なぜ、社会問題として構築されるのかに焦点をあてるべきであり、このような社会問題の研究手法が構築主義的アプローチであると説明している。

構築主義的アプローチの基本的な枠組みとして、クレーム、クレーム申し立て、クレーム申し立て者という概念を紹介している。クレームとは、「他者に対して何かが問題であること、解決されるべき問題が存在することを説得しようとする」(p. 34) 主張、試みである。クレームは様々な証拠によって支持されるものであり、社会問題過程にはクレームに反応する人びとが必要とされる。クレーム申し立て者とは、「あることが問題であり、それを解決するために何かが必要とされるべきであると他者に理解させようとする人びと」

(p. 30) であり、そうした行為がクレーム申し立てである。社会問題の構築には、トラブルであると認識すべき状態(トラブル状態)があり、対処する必要があるというクレームを申し立てることで、その主題に他者の関心を喚起するという、クレーム申し立ての過程が共通に含まれているとしている。

ベストは、社会問題過程には、多く現れる傾向にある六つの段階があるとし、それらを社会問題の自然史と呼んでいる(図1)。第一段階は「クレーム申し立て活動」の段階である。この段階では、クレーム申し立て者がクレームを申し立て、あるトラブル状態が社会問題として認識されるべきであり、その問題についてなされるべきことを主張する。典型的なクレーム申し立て者は社会運動組織に属する活動家であり、様々な方法によってクレームに他者の注目を集めさせようとする。また、専門家もクレーム申し立て者であり、特別な知識を有することから特別な権限を持ち、クレームを申し立てる。第二段階は「メディア報道」の段階である。クレーム申し立て者は、より広い注目を集めるためにメディア報道を求めることが多い。メディアは、大衆と政策立案者の双方をクレームに関心を向けさせる場となり、社会問題をどう扱うかに影響を与える実際の判断を行うことになるため、メディア報道は必然的にクレームを再形成する。第三段階は「大衆の反応」の段階である。大衆の反応を理解する試みは、世論調査と関係しており、クレーム申し立てが世論に大きな影響を与えることもある。第四段階は「政策形成」の段階である。社会政策は社会のトラブル状態に対処する手段であり、様々な方法でなされる。政策立案者は、クレーム申し立て者、メディア報道、世論に反応するだけでなく、自らの判断も政策を形作る。第五段階は「社会問題ワーク」の段階である。政策は実際の問題として社会的な問題に取り組む社会問題ワーカーによって実行される必要がある。第六段階は「政策の影響」の段階である。社会問題過程への反応のことであり、いくつかの種類がありうる。それらが新しいクレームを生じさせ、社会問題過程が新しく始まることもある。また、そうした影響とは対照的に、時空間を超えて拡張する一連のより広い影響も存在する。

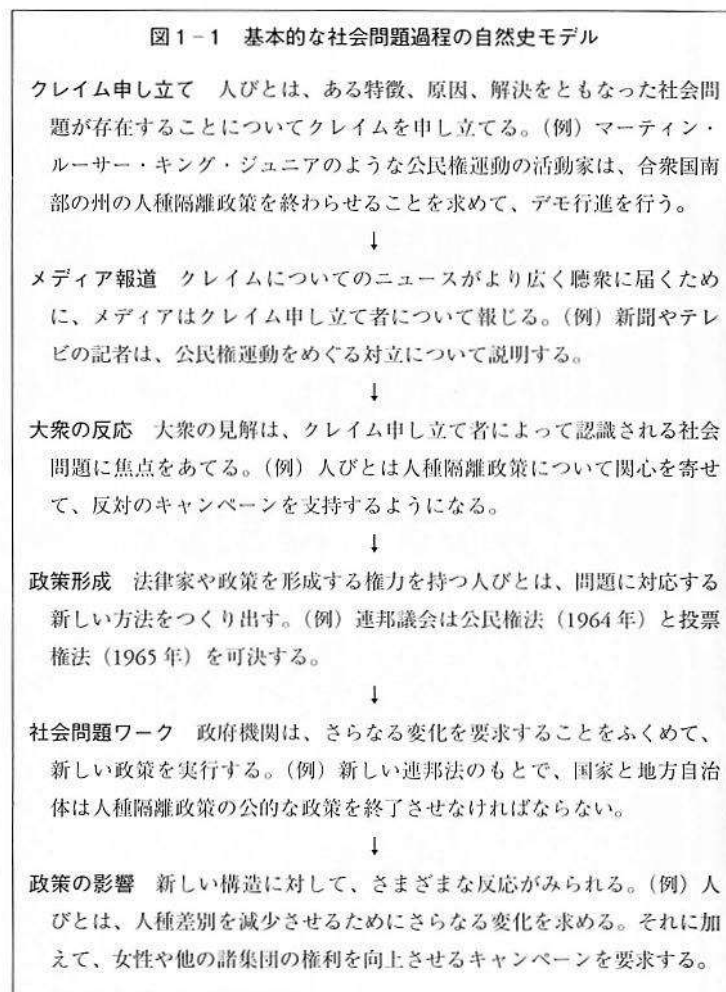


図 1 : 基本的な社会問題過程の自然史モデル (出典 : Best 2017=2020: 35)

第二段階の「メディア報道」に関して、ベストは、あらゆる形式のメディア報道は、クレーム申し立て者による第一次クレームを第二次クレームに翻訳、変形させているとし、第二次クレームが作られるさいにとられやすい形式として、社会問題がパッケージ化されることを挙げている。また、娯楽メディアも社会問題を扱うが、その際、一次的クレームを社会的な権力よりも個人に焦点をあてたものに変換してしまうことを指摘している。一方で、メディアの影響を誇張することに対しては異議を唱えている。評論家は、メディアが強大な影響力を持つと考えるが、ベストは、それを立証するのは困難であり、メディアのメッセージが一律に受け手に影響を与えるわけではないと主張する。というものの、ニュースメディアも娯楽メディアも、社会問題過程において他の要素から様々な制約や影響を受けているからである。例えば、ニュースの構築の際には、経済的な制約やニュースホールの制約、文化的な制約などを受ける他、受け手にとっての重要性や興味深さ、目新しさなどを考慮する必要がある。加えて、賛成派反対派といった見解の分かれる問題を報道する際に双方の見解のバランスを考慮に入れることがある他、他のメディアの報道も考慮する必要がある。また、メディアは社会問題を認知させ社会的な議題にすることができるが、そこでもまたいくつか

の制約を受けているとしている。

ベストは、社会問題過程の自然史に加えて、その各段階に、資源およびレトリックが影響を与えるモデルを示している。資源とは、行為者の持つ財や権力、地位などのことであり、それらはクレイムの競合に影響し、資源を持つ人びとはクレイムを容易に広く伝えることができるとしている。レトリックとは、クレイムの説得に用いられ、社会問題の構築に必然的にもなるものであるとしている。そうした主張は社会問題課程の各段階で行われるため、各段階において、トラブル状態はその段階における行為者の関心に適合するように再構築されるとしている。そして、このようにレトリックが変化するにつれて、社会問題クレイムは、より大きな社会問題過程の各段階で変化しうるものだとしている。

ベストは、社会的構築は相互作用の過程であるとしている。というのも、受け手は受動的なわけではなく、クレイムに反応し、その反応がフィードバックとしてクレイム申し立て者に影響を与えるからである。また、このような点に関して、社会問題過程の基本モデルは過程を単純化しすぎていると指摘している。具体的には、影響関係が一方向的であることを想定していること、次の段階の行為者との相互行為に制約があるわけではないということ、相互行為は各段階内でも生じているということ、行為者が次の段階の行為者とのみつながるように描かれていること、などを問題点として挙げている。

その上で、社会問題過程の基本モデルに改良を加えたモデル（以下、「社会問題過程の相互作用モデル」）（図2）を提示し、このモデルの特徴を説明している。第一に、基本モデルの想定する過程と同様に、段階間には一方向の濃い矢印があることを挙げ、これらを社会問題過程の中で特に重要な過程であるとしている。第二に、各段階がボックス状になっていることを挙げ、小さな円と双方向の矢印は、各段階内で行為者間の相互行為が行なわれることを示している。第三に、各段階が他の段階すべてとつながっていることを挙げ、各段階の行為者はどの段階の他者ともつながりうることを示している。第四に、それらの矢印が双方向的につながっていることを挙げ、フィードバックや社会的相互行為の可能性が常にあることを示している。第五に、図全体が円状であることを挙げ、基本モデルでは最終段階であった「政策の影響」と最初の段階である「クレイム申し立て」のあいだにも濃い矢印があり、社会問題過程には終わりがなく、社会政策への反応が新しいクレイム申し立てのサイクルにつながりうることを示している。

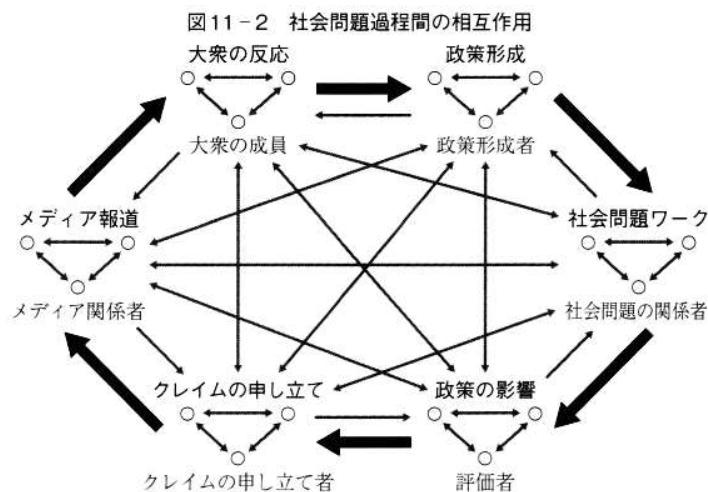


図2：社会問題過程の相互作用モデル（出典：Best 2017=2020：337）

(3) 社会構築主義的な児童虐待研究

上野（1996）は、1990年代以降社会問題化されてきた児童虐待について、問題の提示のあり方に典型的なパターンが見られるということを指摘している。それは、「現代家族の「養育機能の低下」や「機能障害」を前提に、虐待が増加し深刻化しているという認識に立って、専門家たちのイニシアティブによる組織的な対応の必要性を説く」（p. 104）というものである。上野はそうした問題提示のあり方とは異なる視点からの議論、すなわち「児童虐待という問題が取り上げられていくなかで、増加・深刻化に信憑性が付与され、問題が家族へと帰属させられているのではないか」（pp. 105-106）という議論もまた可能であるということを示そうとしている。また、1990年代以降の児童虐待の言説化の流れと「クレーム申し立て活動」との関連を指摘し、「児童虐待防止協会」などの民間団体の活動や新聞や書物の変化、養育者自身による言説化について論じている。上野は、日本で議論されている児童虐待問題の特徴を、虐待が家族関係内での行為に限定され、グレーゾーンの行為や状況も取り込みつつあるということ、問題の原因として経済的要因の色彩が薄められ、問題を医療対象化しているということ、であるとしている。そしてそうした「新たな」虐待が増加・深刻化しているというレトリックがあるということを指摘している。

上野・野村（2003）は、現在私たちが抱く児童虐待のイメージについて、家族病理や世代間伝達、増加・深刻化と対応の必要性といったことを挙げ、子どもと親のコントラストや子どもの死、そして専門家の介入と保護施設というようなわかりやすい問題であるように思われているとしている。上野らは、こうした支配的なイメージがどのように形づくられていったのか、また、それによって「何がどのように見えなくなっているのか」（p. 4）ということについて問題提起しようとしている。まず、これまでの児童虐待への支配的な見方をずらすために、「モラル・パニック」という概念を用いて虐待問題を見ていく。また、児童福祉施設・機関のマーケティング戦略への活用や、公式統計の受け手に対する説得のメカニズムについて指摘する他、家族病理というとらえ方へのアディクション言説の影響について検討している。その他、潜在的な虐待発見の方法としてのリスクアセスメントの浸透や、虐待予防という観点からなされる活動がどのように家族一般あるいは私たちの生活に影響し、介入・統制をもたらしているかについて論じている。

田中（2011）は、日本の児童虐待が社会問題化してきた過程の解明とその対応方法の問題点の考察を目的とする研究で、監視・管理の強化および児童虐待対策のミスリードが問題点として指摘されている。

児童虐待の関心が高まったのは1990年代以降であり、それまでは折檻や子殺し、体罰、遺棄、育児放棄といった用語の方が一般的であったとしている。社会的関心が高まった背景とし、マス・メディアの報道を挙げ、虐待死などのセンセーショナルな事件や相談件数の増加、虐待の深刻化などが報道されてきた結果、増加・深刻化のイメージが浸透し、家族の養育機能の低下による新しい社会問題として認識されるに至ったとしている。

また、メディアがつくる擬似環境が人々の児童虐待に関するイメージを支えているとし、メディアが参照するデータとして、児童虐待相談対応件数の推移に関する右肩上がりのグラフを挙げている。それが実態の注意深い検証を待たずに強調され、“〇〇倍に増加した”という報道が繰り返されているのが現状であるとしている。そして、こうしたイメ

ージが児童虐待を特殊な出来事から身近で起こりうる社会問題へと変え、今表れているのは“氷山の一角に過ぎない”という言説が説得力をもって広まっているとしている。

このような社会問題化によって、子どもの命を救うための社会的対策が急務と認識されるようになったとし、ハイリスク・アプローチとポピュレーション・アプローチの2つの社会的対策を挙げている。ハイリスク・アプローチは、虐待しやすい親の特徴を示して予防をはかるものであり、その中で客観的妥当性をもつリスクアセスメント指標の作成が要求されてきた。ポピュレーション・アプローチは、児童虐待はどの家庭でも生じうるため、すべての家族を調査対象にすべきだとするものである。こうした調査によって、すべての乳幼児家庭が虐待リスクのスクリーニングを通して、国家の監視・管理下におかれ、家族の自律性やプライバシーが子どもの生命保護のもとで制限されていると指摘している。

また、その方法と対策もミスリードを起こしているとし、リスクアセスメントの問題点を指摘している。具体的には、厚労省の客観的妥当性があるとされるリスク項目は現場における判断の決定要因をまとめたもので、その判断が正しいことを前提として流通しているということ。また、親に関する項目が主で親の問題を解決するための対策が講じられてきたものの、どれほどの児童虐待が親の心理的問題に還元される問題なのか定かではないこと。虐待リスク項目に多く当てはまるからといって、必ずしも児童虐待とは言えない状況も多く存在するという問題を問題点として指摘している。また、虐待リスクアセスメントの導入によって児童福祉の現場が変化しているとし、家族支援を基礎とした寄り添う福祉から積極的介入と強制的権限をもつ福祉への転換、支援者と相談者の間の信頼関係の変化、児童相談所の人的資源の配分問題を挙げている。

こうしたリスクアセスメントによる「ハイリスク家族」というラベリングやすべての子ども家庭に対する国の管理・監視の強化は、児童虐待の問題を社会経済的要因から個人(家族)に起因するリスクへ注意を逸らしながら進められてきたと指摘している。社会的対策についても、「予防・通告・関係機関連携・早期治療・カウンセリングにより再生産の寸断」というわかりやすい対応策では捉えきれない課題があり、この問題の孕む複雑さが軽視される恐れがあるとしている。

(4) 社会構築主義的な児童虐待研究の成果と課題

見原(2019)は、こうした児童虐待の社会構築主義的研究が社会構築主義による研究の必要性をどのように説明しているのか、また、どのような「クレーム申し立て活動」に着目してきたかを整理し、一連の研究から得られた成果と課題について説明している。一連の研究の成果としては、虐待の増加・深刻化という言説に依拠した虐待防止活動という

「クレーム申し立て活動」によって、家族への介入や監視が強化されているということをも明らかにしたことを挙げている。課題としては、社会構築主義的研究が実際の解決を求める福祉の現場との接続性を欠いているということを挙げている。見原は、上野(1996)や上野・野村(2003)に対する書評を挙げながら、研究がどのように現場に届くのかについて論じ、評者の多くが研究と実践の接続は困難であろうと結論づけているとまとめた。また、児童虐待の社会問題化と虐待の増加・深刻化というクレームに対する社会構築主義的立場からの異議申し立てという構図にならざるをえないことを課題であるとし、現場と

の接続の困難性の要因（の少なくとも一部）になっていると主張している。見原は、児童虐待という社会問題を固定的なものとしてではなく、動的なものとしてとらえることが有用であるとし、児童虐待を動的な社会問題としてとらえようとする萌芽的研究の一つとして、内田（2009：99-128）の研究を挙げている。

（5）動的な社会問題としての児童虐待研究

内田（2009：99-128）は、虐待防止活動は専門家によって担われてきており、「虐待」のイメージは専門知によって形づくられているという意味で、「虐待」が専門家の言葉になっていることを指摘している。この研究では、そうした専門家による「虐待」の定義が、実践場面においてどのように用いられているのか、またその定義に抗する人びとの声（＝定義）はどのようなものであるかを明らかにすることで、「虐待」の定義の問題を考えていこうとしている。内田は、「虐待」の定義が人びとの間で相異しているということ、そうした定義の曖昧さが当事者にもたらす混乱が考慮されずにいると指摘している。また、この研究の目的は、援助者へのインタビュー調査から、それぞれがどのような行為を「虐待」と定義し、そこにどのような戦略的な狙いがあるのかを当事者（母親）の意見を参照しつつ明らかにすることであるとしている。

援助者による定義は、先行研究では援助職の特性によって左右されると考えられてきたが、内田は援助者への調査から、定義は必ずしも社会的役割によって固定化しているわけではないということを主張し、異職種間の比較は曖昧な結果をもたらす可能性があることを示唆している。一方で、「虐待」という言葉の語感の重さに注目し、それが母親に否定的影響をもたらす場合があると指摘している。その場合において、母親は外部が自分に押しつけてくる定義に抗して、自分自身の定義をもって子育ての困難に取り組もうとしているということを明らかにした。母親は、「虐待」を狭義の意味内容でとらえるが、同様に狭義でとらえた援助者の考えは母親の考えと類似していることを明らかにした。これは、母親支援の意図や母親の配慮を優先とすることからのものであり、このことから内田は、援助者の「定義」は職業特性という要素以上に、主として母親の感情や境遇に配慮するのか、子どもの権利・福祉を念頭に置くのかという要素によって規定されていると主張している。また、援助場面で規定された定義がそのまま伝えられるわけではなく、広義でとらえる援助者も母親や狭義でとらえる援助者と近い考え方を採用し、自身の定義を戦略的に留保・回避しているということを明らかにした。

内田は、防止活動や専門家といった権力をもつ側の広い定義からの現実の説明が支配的となって、狭い定義から語ろうとする母親たちとの認識のずれがあることを指摘している。そして、今後の防止活動における「虐待」という言葉の運用方法について、これまでのような「残忍な行為」という意味ではなく、援助に効果的なものへと変える、すなわち、社会全体での「虐待」の再定義が必要であるとしている。そのためにも、「虐待」というカテゴリーで育児に悩みをもつ当事者の現状を救っていきたいという姿勢を発していく必要があり、一般の社会生活者の「虐待」のとらえ方をフィールドから拾い上げていくこともまた必要であるとしている。

1.3 研究目的と意義

このように、これまでの社会構築主義的な児童虐待研究は、児童虐待が社会問題化してきた過程として、クレーム申し立て活動や虐待死事件・相談件数増加の報道などによる、増加・深刻化のイメージの浸透を明らかにしてきた。また、そのイメージの浸透によって家族の養育機能低下を前提とした社会的対策なされ、家族の管理・監視が強化されてきたことを浮き彫りにした。

しかし、このような児童虐待の社会問題過程は変化しうるものである。先行研究で紹介したベストの社会問題過程の相互作用モデルによると、社会問題過程は各段階を一方向に進行するだけにとどまらず、各段階間や各段階内では相互作用が生じている。そのような相互作用によって、社会問題過程やそれを構成する各段階はつねに変化しうるといえ、児童虐待の社会問題過程においても相互作用によって同様の変化が考えられる。実際、メディア報道では「虐待と誤認保護、どちらも防ぐために必要な制度は何か」（関西テレビ放送 2021.3.12）というように、先行研究で指摘された虐待防止に関するクレームとは異なる、誤認保護にも言及した問題構築が見受けられる。

先行研究では、虐待死事例や虐待の増加・深刻化を取り上げたメディアの報道については検討がなされてきたが、メディアによって報道される児童虐待問題の様相はその限りではない。先に示した記事のように、異なる問題構築がなされる事例も存在し、先行研究ではそのような事例やその報道については検討がなされていない。このような点を踏まえ、本研究では、先行研究で検討がなされていない児童虐待事例として、虐待疑いによる長期親子分離の一事例を取り上げ、その事例に対するメディアの報道を研究対象とする。

本研究の目的は、社会構築主義的な児童虐待研究においてこれまで検討されてこなかった種類の事例について、メディアがどのような問題構築を行っているのかを明らかにすることである。本研究では、先行研究の課題として指摘されている実践との接続性の問題に対応し、対象事例とその報道に対する児童相談所職員らの反応を踏まえた分析・考察を行う。そしてこのような研究によって、変化する児童虐待の社会問題過程をより明らかにすることができると思う。

2 方法

2.1 分析対象事例

本研究では、事例に対するメディアの問題構築のありようについて、対象事例に言及した新聞記事およびニュースを用いて分析を行う。また、対象事例およびそのメディア報道に対する児童相談所職員らの反応について、児童相談所職員らを参加者とするワークショップにて実施された KJ 法の結果を用いて分析を行う。

取り上げる事例は、兵庫県明石市にて起こった 2018 年から 2019 年までの一連の児童虐待疑いおよびそれに伴う長期親子分離の事例である。以下は本事例の概要である。

2018 年 8 月 16 日に、生後 50 日の男児とその母親が病院を受診し、医師が受傷機転不明のらせん骨折から虐待を疑い兵庫県中央こども家庭センター（以下、中央児相）に虐待通告を行った。翌日 17 日、中央児相は児童虐待等対応専門アドバイザー医師より所見を聴取し、虐待（ネグレクトおよび身体的虐待）の疑いがあるとの診断がなされた。同日、本児を一時保護（明石乳児院へ一時保護委託）し、以降調査を開始した。31 日には、セカン

ドオピニオンとして別のアドバイザー医師に所見を聴取し、虐待によるものという診断がなされた。対象児童は、2018年8月9日に受傷したとされるが、受傷機転等に関する母親の証言は変遷している。また、この間、月に2回程度の親子面接が実施されている。

9月18日には社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会に諮問を行い、児童福祉法第28条申立は適当であるとされた。10月11日、28条申立書が提出され、12月25日に第1回、2019年2月5日に第2回、3月1日に第3回審問立ち合いが行なわれた。4月1日には、新設された明石市こども家庭センター（以下、明石児相）にケースが移管され、5日に第4回審問立ち合いが行なわれた。11日に家庭裁判所調査官による調査が行なわれ、乳児院を訪問し、6月3日に調査官報告書が受理された。8月9日には、28条申立ての審判が実施されこれが却下された。明石児相は27日に抗告申立てを行ったが、11月15日に抗告棄却が決定された。棄却後、18日に一時保護委託は解除され家庭引き取りとなった。結果として、1年3ヶ月の間、親子分離がなされることとなった。

2.2 データ

(1) 兵庫県児童虐待防止委員会ワークショップ

この事例を受けて、兵庫県児童虐待防止委員会によってワークショップが実施された。ワークショップには、2020年12月22日および24日の2回実施され、複数の児童相談所の職員（10名程度）が参加した。このワークショップは子どもの命を守るために第一線で働く児童相談所職員が、本事例を受けてどのようなことを考えるのか、児相のしくみとして取り組むべきことは何かといったことを共有化する場をもつということを目的として実施されたものであり、本事例に対する対応の検討や検証、原因の解明などを目的とするものではない。また、本事例にはメディアの反応も大きく、市長の発言や報道のされ方からも児相批判的な側面が見受けられたことから、そうした報道から職員らが萎縮してしまうことのないよう、最前線の職員を守るという意味合いをもったワークショップでもある。

ワークショップは参加する職員は異なるが、両日とも同じ流れで実施されている。はじめに本事例に関する資料の配布と概要、ワークショップの目的と進め方に関する説明がなされた。資料には、先述したような事例の経過および県の考え方の他、事例に関する個人票や医師の診断結果、本事例に関する8つの新聞記事が載せられている。ワークショップは、2班に分かれて実施され、KJ法が用いられた。個人ワークとして本事例に対する考えを書いた数枚の付箋を作成したのち、意見を順番に発表しながら1枚の模造紙に付箋を貼り付けていく。次に、意見を種類ごとに分けて題名をつけたカテゴリをつくり、位置関係や因果関係などを整理し、模造紙全体のタイトルをつける。それぞれの班が模造紙について発表し、最後に防止委員会委員による総評が行なわれ、ワークショップが終了した。

(2) メディア記事

分析対象となる対象事例に言及した新聞記事およびニュースについて、2020年8月1日から2021年6月30日までのメディア記事を対象として収集した。なお、内容が他の主題を中心に構成されている記事についても、対象事例についての言及があれば収集対象とした。収集は、各新聞社のデータベース、動画配信サービス（YouTube および TikTok）に投稿された動画（テレビ局によって公式に投稿されたと思われるもの）、TV ニュース、新聞社

やテレビ局のニュースサイトを対象に実施した。得られた記事は、2020年8月6日から2021年6月29日までの計78記事で、メディアごとの内訳は、朝日新聞が12件、関西テレビが9件、神戸新聞が5件、産経新聞が4件、サンテレビが5件、日経新聞が3件、毎日新聞が15件、読売新聞が25件となった。また、発行月ごとの内訳は、2020年8月が1件、9月が1件、10月が12件、11月が13件、12月が10件、2021年1月が6件、2月が12件、3月が7件、4月が8件、5月が2件、6月が6件となった。

2.3 分析の方法

(1) メディア記事のコレスポネンズ分析

メディアの分析には、コレスポネンズ分析を用いる。対象事例に言及している78記事からトピックを抽出し、それぞれについて同様のトピックが78記事全体でどの程度出現しているかを調べた。なお、対象事例とは直接関係のないトピックとの混同を避けるため、対象事例について言及しているトピックのみを抽出対象としている。また、特異的なトピックを排除するため、コレスポネンズ分析の対象とするトピックの出現頻度は4以上とし、その結果、68個のトピックが分析対象となった。トピックに加えて、メディア社8個、発行月11個を対象とし、合計87データがコレスポネンズ分析の対象となった。

(2) ワークショップKJ法データの再統合

児童相談所職員らの反応については、KJ法データの再統合によって分析を行う。具体的には、筆者がワークショップで得られた4つのKJ法データについて再度KJ法を実施し、データを再統合する。

3 結果

3.1 コレスポネンズ分析の結果

コレスポネンズ分析の結果、図3のような散布図が得られた。なお、この図では点どうしの距離が近いほど共起関係（一方が生じているとき、もう一方も同時に生じているというような関係）が強いことを示している。また、各データにはそれぞれラベルが付けられており、トピックについては、本来のラベルを短縮したものに変更している。短縮ラベル・ラベル・座標の対応については表1に示している。

この散布図について、象限ごとにデータ分布を整理すると、第一象限（X軸の値が正、Y軸の値が正）には、トピック20個、メディア2個、発行月1個の計23データが分布している（図4）。第二象限（X軸の値が負、Y軸の値が正）には、トピック14個、メディア1個、発行月1個の計16データが分布している（図5）。第三象限（X軸の値が負、Y軸の値が負）には、トピック11個、メディア3個、発行月5個の計19データが分布している

（図6）。第四象限（X軸の値が正、Y軸の値が負）には、トピック23個、メディア2個、発行月4個の計29データが分布している（図7）。

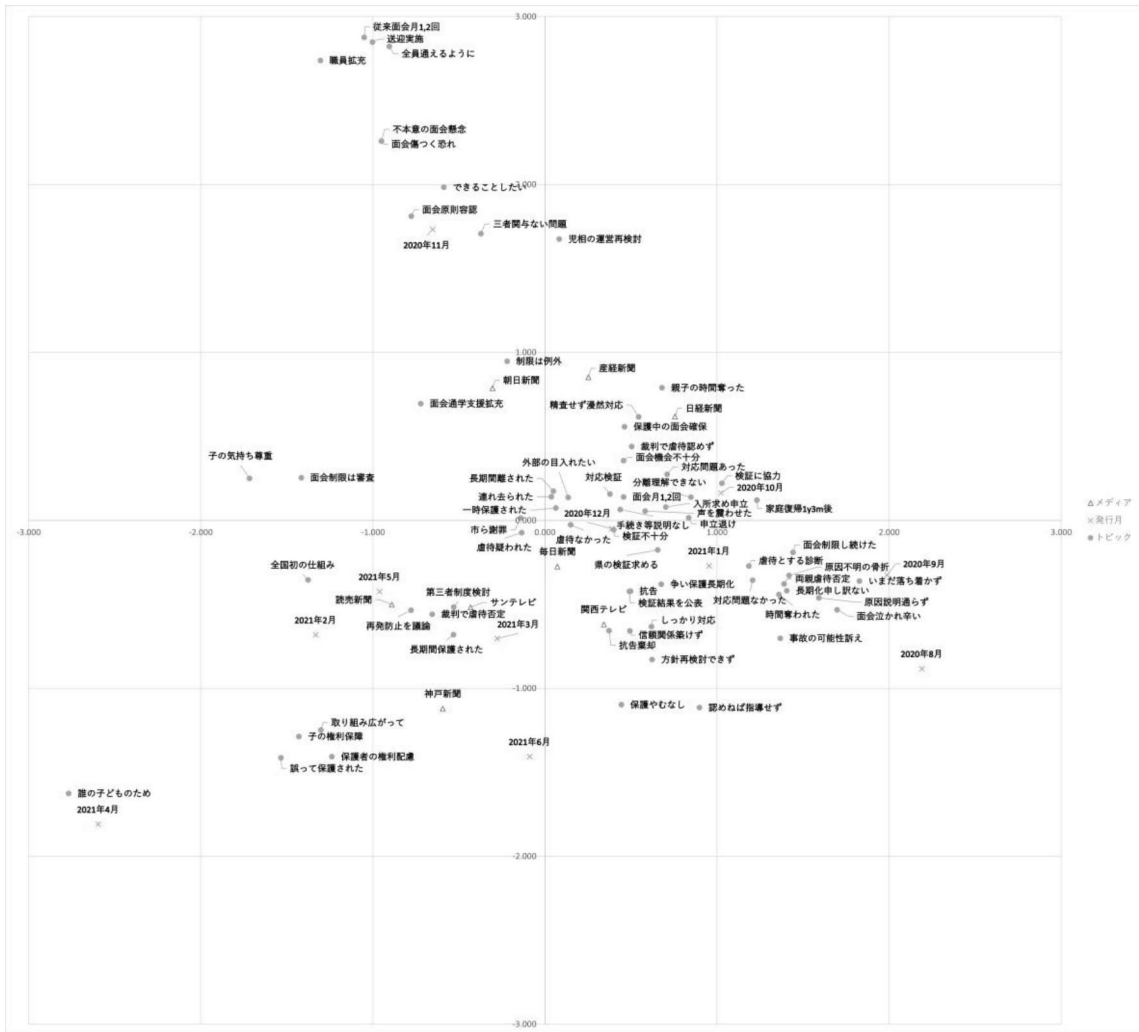


図3：コレスポネンス分析結果の全体図

表1：短縮ラベル・ラベル・座標の対応表

短縮ラベル	ラベル	X	Y
朝日新聞	朝日新聞	-0.305	0.787
関西テレビ	関西テレビ	0.342	-0.619
神戸新聞	神戸新聞	-0.594	-1.121
産経新聞	産経新聞	0.252	0.853
サンテレビ	サンテレビ	-0.432	-0.517
日経新聞	日経新聞	0.755	0.620
毎日新聞	毎日新聞	0.073	-0.274
読売新聞	読売新聞	-0.890	-0.501
2020年8月	2020年8月	2.189	-0.883
2020年9月	2020年9月	1.987	-0.324
2020年10月	2020年10月	1.022	0.163
2020年11月	2020年11月	-0.653	1.733
2020年12月	2020年12月	0.387	-0.049
2021年1月	2021年1月	0.954	-0.270
2021年2月	2021年2月	-1.333	-0.681
2021年3月	2021年3月	-0.277	-0.702
2021年4月	2021年4月	-2.596	-1.809
2021年5月	2021年5月	-0.961	-0.424
2021年6月	2021年6月	-0.089	-1.407
争い保護長期化	争い続けた結果一時保護長期化	0.676	-0.380
裁判で虐待認めず	裁判所：虐待と認めるに足りない	0.503	0.440
裁判で虐待否定	裁判所：虐待を否定	-0.655	-0.558
申し立て	裁判所：申し立てを退け	0.835	0.016
抗告棄却	裁判所：抗告が退けられる	0.371	-0.656
精査せず漫然対応	市長：精査せず漫然と対応した	0.545	0.617
親子の時間奪った	市長：親子の時間奪った	0.680	0.790
しっかり対応	市長：しっかり受け止め対応	0.618	-0.631
誰の子どものため	市長：誰にとっての子どものためか	-2.768	-1.625
できることしたい	市長：国で仕組み作って欲しいが自治体でできることをしたい	-0.588	1.984
取り組み広がって	市長：明石市の取り組み全国に広がって欲しい	-1.302	-1.248
外部の目入れたい	市長：毅然と保護するためにも外部の目を入れたい	0.135	0.137
市ら謝罪	市長/市/市見相：謝罪	-0.141	0.014
面会機会不十分	市長/市：面会機会不十分	0.457	0.357
検証不十分	市長/両親：検証不十分	0.399	-0.056
児相の運営再検討	市長/市：児相の運営を再検討	0.082	1.676
三者関与ない問題	市長/市検討会：第三者関与がない仕組みに問題	-0.373	1.708
県の検証求める	市長/市/市検討会/両親：県の検証を求める	0.655	-0.176
対応検証	市/市長/市検討会：対応を検証	0.377	0.157
検証結果を公表	市/市検討会：検証結果を公表	0.490	-0.423
方針再検討できず	市/市長/市検討会：方針の再検討できなかった	0.623	-0.828
抗告	市見相：抗告	0.497	-0.421
再発防止を議論	市検討会/市：再発防止策を議論	-0.778	-0.534
入所求め申立	県児相：入所を求める審判申し立て	0.702	0.079
検証に協力	県児相：検証に協力する	1.028	0.221
認めねば指導せず	虐待を認めない限り家庭復帰に向けた指導は行わない方針	0.897	-1.115
信頼関係築けず	県委員会/両親/弁護士：信頼関係が築けなかった	0.493	-0.657
虐待疑われた	虐待疑われた	-0.135	-0.072
一時保護された	一時保護された	0.063	0.075
誤って保護された	誤って一時保護された	-1.535	-1.413
連れ去られた	連れ去られた	0.037	0.141
長期間離された	長期間引き離された	0.049	0.174
長期間保護された	長期間一時保護された	-0.531	-0.680
家庭復帰1y3m後	両親のもとに戻ったのは一時保護から1年3ヵ月後	1.231	0.121
面会月1,2回	面会は月1, 2回	0.457	0.140
面会制限し続けた	面会制限し続けた	1.441	-0.190
手続き等説明なし	居場所や今後の手続き教えてもらえず	0.437	0.065
事故の可能性訴え	医師の意見書などで事故の可能性訴え	1.367	-0.702
原因説明通らず	ケガの原因説明通らず	1.592	-0.461
両親虐待否定	両親は虐待を否定	1.389	-0.379
分離理解できない	なぜ長期にわたって家族分離されたのか理解できない	0.848	0.139
いまだ落ち着かず	すぐに従来の家族に戻るわけではなくいまだ落ち着いたとはいえない状況	1.827	-0.361
面会泣かれ辛い	面会で泣き出すの辛かった	1.697	-0.533
時間奪われた	かけがえのない時間を奪われた	1.359	-0.441
声を震わせた	声を震わせた	0.581	0.056
対応問題あった	明石市/市長：対応に問題があった	0.709	0.274
対応問題なかった	県/県児相：対応に問題はなかった	1.207	-0.356
長期化申し訳ない	県/県児相：長期化申し訳なかった	1.405	-0.418
保護やむなし	県/県児相/県委員会：一時保護やむなし	0.443	-1.097
制限は例外	市/市長/市検討会：制限は例外	-0.220	0.948
虐待とする診断	医師：虐待によるものとする医師の診断	1.185	-0.271
虐待なかった	虐待はなかった	0.149	-0.026
原因不明の骨折	原因不明の骨折	1.418	-0.328
第三者制度検討	第三者チェック制度の検討	-0.530	-0.516
全国初の仕組み	全国初の仕組み	-1.376	-0.354
子の気持ち尊重	子どもの気持ち尊重	-1.717	0.251
子の権利保障	子どもの権利保障	-1.430	-1.286
保護者の権利配慮	保護者の権利にも配慮	-1.238	-1.407
保護中の面会確保	一時保護中に保護者が子どもと面会できる機会の確保	0.462	0.558
面会原則容認	親子面会を原則容認	-0.777	1.812
従来面会月1,2回	これまでは面会月1,2回	-1.051	2.877
面会制限は審査	面会制限する場合第三者が審査	-1.416	0.255
面会通学支援拡充	市/市長/市検討会：面会と通学の支援拡充	-0.722	0.696
全員通えるように	学校にも希望する全員が通えるように	-0.904	2.823
送迎実施	付き添いや送迎を実施	-1.002	2.849
職員拡充	職員を拡充	-1.305	2.739
面会傷つく恐れ	面会で精神的なダメージを受ける恐れがある	-0.950	2.260
不本意の面会懸念	本心では会いたくない子どもが親と面会することを懸念	-0.950	2.260

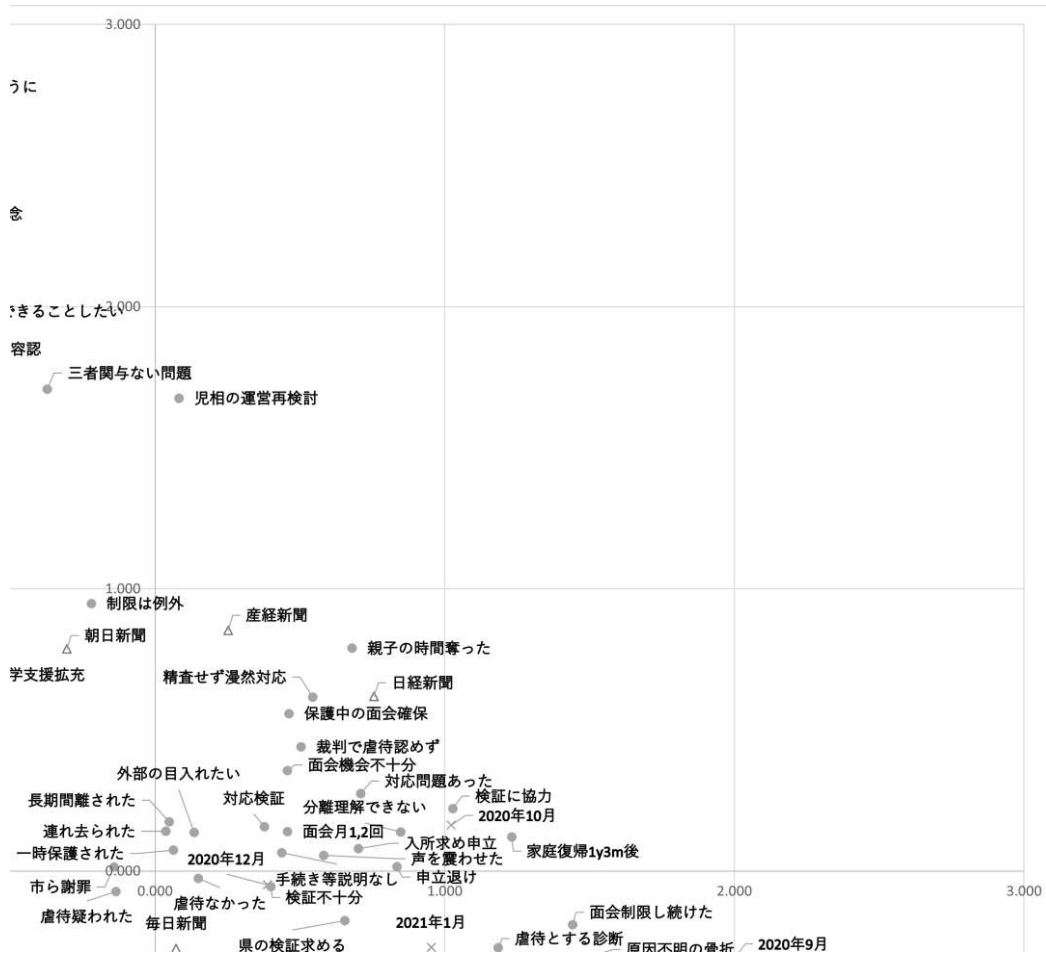


図 4：第一象限の拡大図

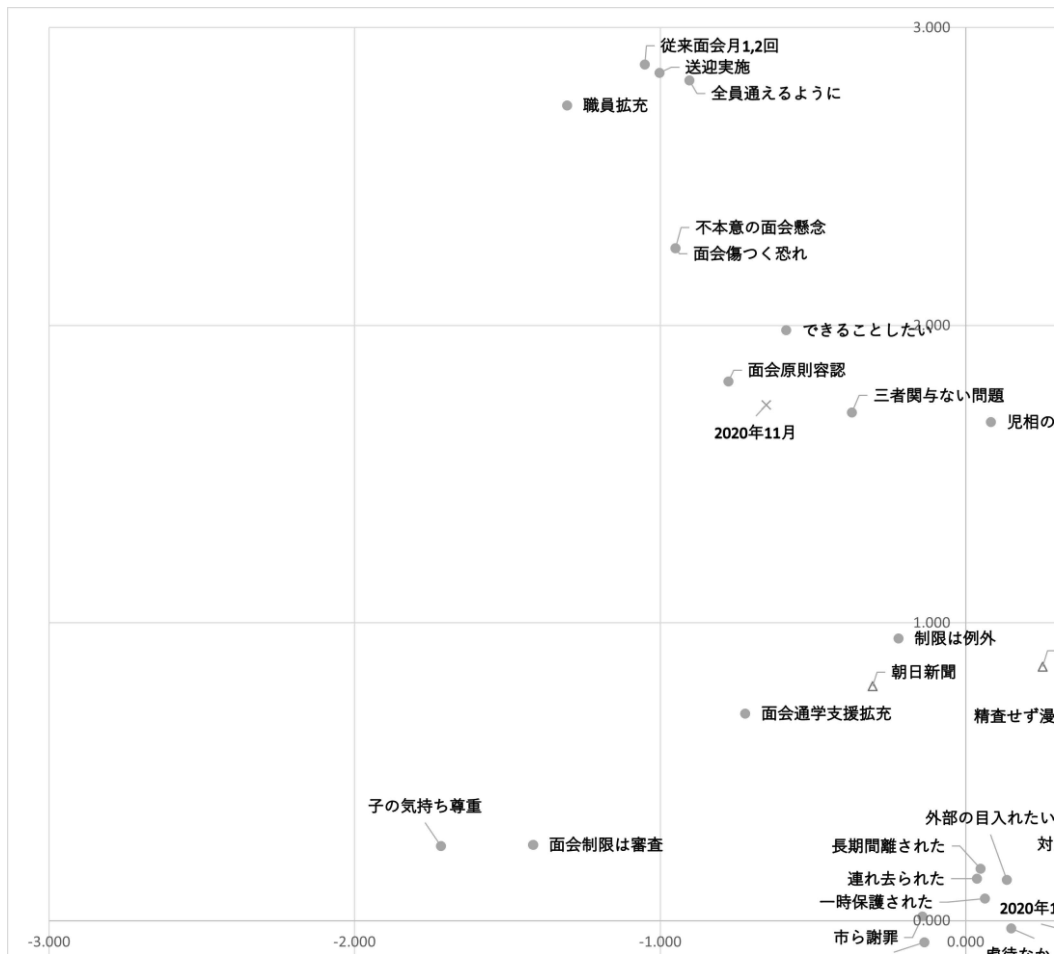


図 5：第二象限の拡大図

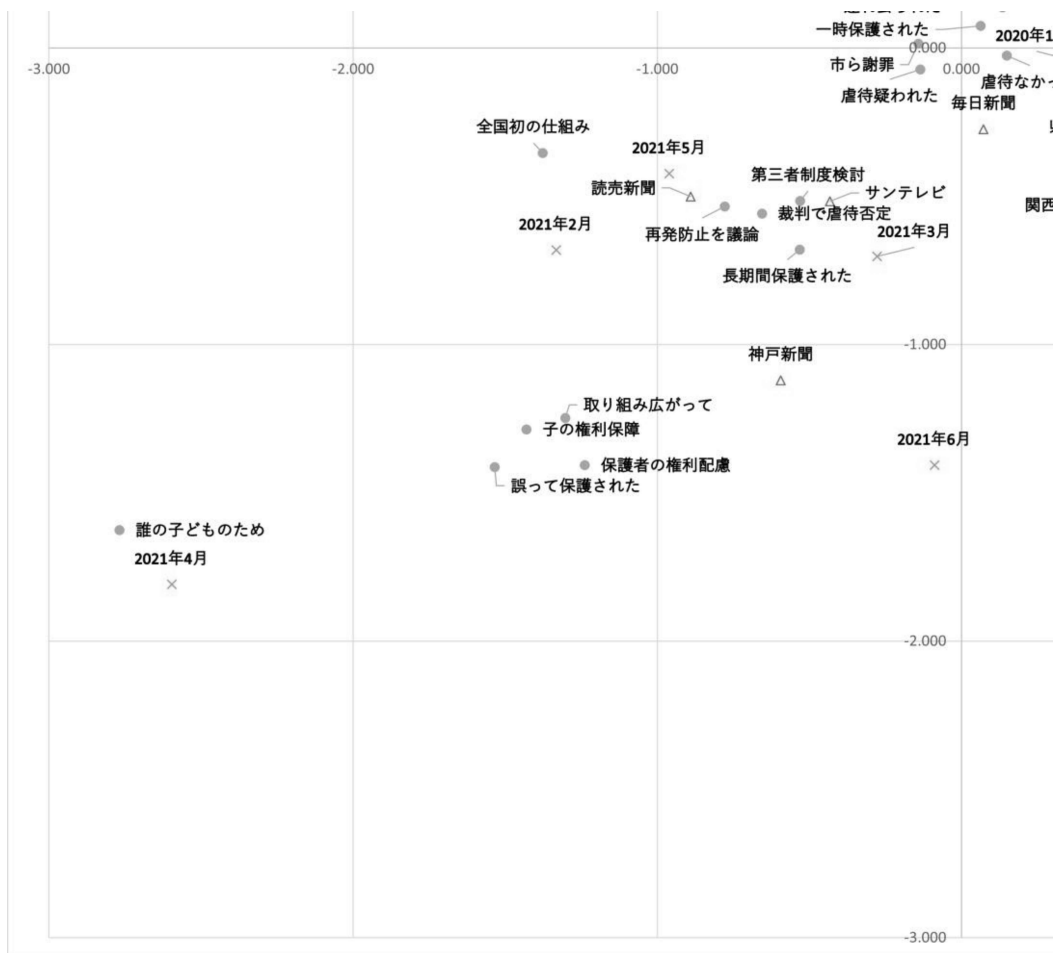


図 6 : 第三象限の拡大図

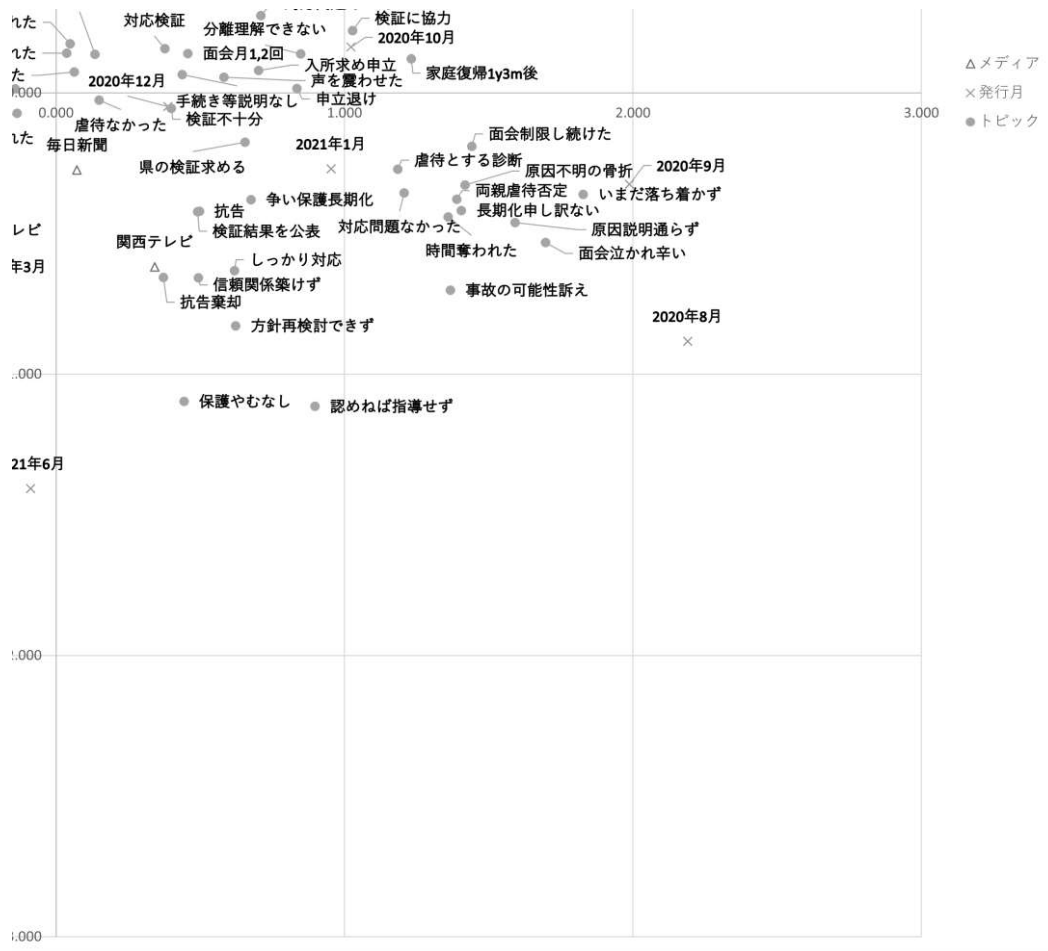


図7：第四象限の拡大図

3.2 KJ法データの再統合の結果

ワークショップで得られた4つのKJ法データを1つのKJ法データとして再統合した(図8)。その結果、4つのKJ法データの計27個のカテゴリーが、18個のカテゴリーに統合された。なお、黒枠で囲まれた範囲が1つのカテゴリーを示し、太字がそのカテゴリーの名称である。

子どもの安全のためには保護必要

子どもの安全確保、常態化している関わりの結果かどうか22-1-3	“子どもの安全を第一に考えると”保護”を検討しなければいけないと思う22-1-4	なおさら乳児だと保護の決定は適当だったと思う22-1-4
密室で行われていることに対し一番最悪な場合を想定して業務を行わないといけない	今回の対応以外の対応は思いつかない22-1-6	次回、同じような通告があれば、同じように一時保護を考えるだろう22-1-6
虐待が疑われる場合、調査するための一時保護は躊躇なくすべき22-1-8	だからといって必要な保護をしないわけにはいかない22-2-24	保護目的を明確にしなが、組織としての判断をしっかりとしないといけない22-2-24
虐待疑い(乳児)の一時保護はすべきこと、児相の責任24-1-20	仮にこのケースで親の言い分の通り認めて家庭引き取りさせては児相弱腰と言われる	
児童の安心安全を守るためには必要な対応24-1-23	生後50日の自分で身を守れない子どもの安全第一に考えてほしい24-1-25	もっとみなしの保護が増えてこないか24-1-27
受傷についての説明が変遷。事実も明確でない以上、調査中の保護はやむをえない。	ノーマークのケースで重大事件が発生し虐待の疑いが強い場合の対応としてはいたし方なし	
こどもの安全を確認するための保護は適切24-1-36	在宅の場合様子を聴きとれる相手が少ない難しさがある24-1-46	このケースの場合ケガの状況を考えると所の行動に大きなミスがあったとは思えない
	対象児が乳児である以上、危機回避は難しく、訴えるすべは持たない。24-2-24	児相としては子の安全を最優先に動くのが望ましい。24-2-24

マニュアル見直しについて

全国の類似ケースをデータベース化して、0か100ではない面会のあり方を検討しては。	疑わしきは罰せずという考え方でよいとできる場合はどのような場合か整理する。	虐待行為が複数回ない場合は、そのことも判断の1つとして考えた方がよいのか。
虐待の証拠がない場合、在宅での支援を考えざるを得なくなるのではないかと。24-2-30	過去の検証によって今のマニュアルがある。24-2-31	証言能力のない児童のケースのマニュアルの見直しが必要か？24-2-31
	児相の一時保護のやり方はもっと工夫できないか24-1-24	

援助方針の難しさ

医師の意見や保護者の説明の変遷。子どもの年齢から家庭引き取りには慎重になる22-1-6	28条承認されていた後、児相としてどういう状況になれば引き取りをするか非常に難し
話が平行線ですすまないとき、援助方針など考えるのが難しい。22-2-25	白とも言えない、黒とも言えない22-2-26
グレーゾーンケースの援助方針は難しい22-2-26	その後については分からない…24-1-23

面会対応限度ある

市の一保中の面会のための体制も県としては実現は難しいと思うが保護者が要求するかも	月2回の親子面会が限度なのもよく分かる22-2-18	28条申立をして審問が長引く場合の面会までしか通常行っていない22-2-19	外出や外泊はKFでも承認されないのでは22-2-19
乳児期の面会をした方がよいのは分かるが、対応する時間がない。22-2-21	28条申立中、通常面会もしない中、月2回の親子面会を実施してきたのはスゴイ	乳児の施設入所一着形成には密な交流が必要だが、職員の立ち合いも必要で限度がある	面会を増やすと言ってもその方法は？立会い職員？場所？時間？24-2-8

司法連携の必要性

警察との連携22-1-19	事実確認をするにも児相では限界がある22-1-19	福祉的な支援の限界22-1-20	司法にゆだねられる部分は何か整理してゆだねる22-1-20
児相は福祉的支援22-1-20	分離と統合を一機関がどちらも判断しないといけないのは難しい22-1-21	分離の判断は司法で行ってほしい(警察など)22-1-21	敵対とよりそい22-1-21
警察が介入していれば、警察の調査状況も判断材料にしていく。22-2-8	警察への通報はしなかったの？22-2-9	警察への通告は行なわれたのか。上手に連携することはできないか24-2-45	児相が警察の役割を行っていないか。24-2-45
“幅広く虐待を扱うならCP、CWやDr.、弁護士、警察官、司法、教育、NS等、他業種連携強化が	虐待があったと認定して警察に言わなかったのは？24-1-26	児相の一時保護の適否を誰が判断できるか？司法ができるか？24-1-27	審判中の面会やましてや外泊を児相が判断することは困難。司法が判断する方法はないの

保護者の様子

担当者から見て親の感じ…直感的にはどうだったんだろう… 24-1-38	母が一保のあと1ヶ月たって追加の発言をしていることに違和感を感じる24-1-39	母が受診しなかった理由は？どの程度なら受診してた？24-1-40	保護者の受傷機転説明が変わっていたこと担当者としては疑わしく感じる感覚24-1-41
家庭内で起こった受傷機転不明の事故or虐待の重大性を保護者がどう思っているかの認識	こどもHPや健診の様子は？24-1-43	“ヒステリック、世間体を気にする、やっていないなら当たり前”の反応？24-1-43”	母の受傷機転の変化を疑わしいと評価してもどう見立て所の方針とするかはとても難しい
母以外の親族の反応は？24-1-45	また、どのように対応されましたか？24-1-45	兄のせいに家族がしているのを兄もきかされている(感じとっている?)家族構造の違和	一貫して変わらない説明をすれば問題ないと言える？24-1-47
大人の目を盗んで兄が本児をつねるといのは誰からの情報なのか…24-1-48	母の証言が変遷したことも虐待として疑う要素となったのでは？22-1-7	父母の受傷機転が異なる発言を判断するのは難しい22-2-3	複数職員の間接や評価がいる22-2-3
	「受傷機転不明」はリスクか？22-2-27	親は〇説明で〇あたり前か？22-2-27	

信頼関係築く必要

保護者のストレスの方向性22-1-10	児相と対立22-1-10	係争中の場合、児相と対立一監視ではなく交流や引きとり後も考え、保護者の支援もあつ
同意が取り引き材料になることもある22-1-12	児相が虐待に相当するかを判断する司法的な役割22-2-4	子どもを親から分離する強行手段的な役割22-2-4
親側と敵対関係になりやすい… 22-2-4	初期の段階でとまどいパニックになる親が相談したり情報を得られる立場の人がいたらいい	不承認・不起訴・無罪は「虐待がない」を意味しないが、それを保護者に説明する力がな
人質児相と批判されるケースワークのあり方をどのように一般に正しく理解してもらえ	父母が正しいことを言わないことがある。22-2-6	一時保護を職権で行った後に、父母からの説明を聞くのは困難な場合が多い。22-2-6
保護者の方との信頼を築く努力が必要24-1-56	母の育児の困り感に寄り添う姿勢24-1-56	子の権利擁護の視点と子の安全は本来両立するが、保護者側の権利擁護強調されていないか
“一時保護、入所が親子にとっては大きな意味をもつことは常に持っておかないと…	審判後は難しいとは思いますが指導が必要と判断すれば支援は検討すべき24-1-36	

保護者対応どうだった

セカンドオピニオンの結果がでるまで保護者は経過を知っていたか24-1-5	また、どのような受け止め方をされていたか24-1-5
保護先施設の開示のタイミングはどうだったか？(保護後、いつ開示されたか)24-1-62	28条申し立て後の流れについて、両親の理解は？24-2-17
結果的に時間がかかったこと、交流制限があったことが不満となったのでは？24-2-17	“父、祖母へのききとり、再度の家庭訪問、兄への聞きとりは十分だったか。24-2-34”
もっと大きな子なら面接で情報をひきだせるの職として何ができるの	母の人となりがよくわからない。説明への理解度、やりとりは十分かえるべき点は？
担当者とのやりとりの中で、母(父)の認識に誤解が生じていなかったか？24-2-37	養育への注意喚起などで、母とのやりとりをしておけなかったらどうか？24-2-38
	初回面接以降、母の説明が二転三転したが、以前の説明との相違点を指摘はできていたか

交流機会どうするか

一保中の面会交流制度については検証が必要22-2-16	我が子から”親”と認識され辛い保護者の気持ちも分かる22-2-18	facetimeやZoomなど面会以外にも交流する方法があれば乳幼児の愛着形成に役立つかも…	親が認めていないなかでの面会希望をどこまで対応するのか。22-2-20
保護者との面接がとてもしんどかった経験があります24-1-59	所内でチームアプローチに関する検討はされましたか(何かいい方法があれば知りたい)	一時保護中の保護者と児童の面会(交流)について、この様な案件があると今後迷う	対立関係にあった親元への家庭復帰に向けての面会や外出等の交流の仕方の難しさ
監視されているとうけとられてしまう24-1-61	乳児期の母子分離による愛着形成の難しさ等影響を考慮することも一方では必要のように	面会回数を増やすことは検討できなかったか(受診への同行)24-1-64	“月1,2回の面会以外に子どもの状況を保護者に伝えることはありましたか？24-1-65”
ほとんどの面会制限は行政指導としてしか行なわれていない。24-2-3	“28条審判の場合は面会、通信制限を同時にかけた方が良いのか。親は不服申立もでき	乳児の場合の面会の回数考え方は悩むところ。24-2-6	面会の制限、回数は妥当か？乳児の場合配慮は要と思う。24-2-7

判断のジレンマ

一時保護や28条をた めらい、死亡事件が起 これば児相は叩かれる 22-1-22	“疑い”の状態から抜 け出せず安全を考え保 護しても今回のような 結果になれば叩かれる	どこを目指せばよいか 混乱する22-1-22	市長は「裁判所が棄却 の判断をしている以上 、虐待は認められない 」と言っている
その受け止めが正しい なら、“疑わしき”段 階から抜けられないと き分難継続は困難とな	家庭内のことなので、 そんなケースはたくさ んある22-1-23	判断基準を明確にして 欲しい22-1-23	

審判長期化した

なぜ審判までに時間が かかったのか24-1-33	児相以外の動きによる ものと言いたい(県と しては言えないのだろ うけれど…)24-1-33
審判がおきるまでに時 間がかかりすぎている 24-2-14	今よりも司法との連絡 ・調整ができるように ならないか24-2-14
審判の遅れに家裁側の 課題はないか。 24-2-15	28条申立後、審判ま での間、長期になった 場合、時間だけが経過 する問題点。24-2-16

見立て絶対ではないとの意識

このようなケースは、 まれに起こってしまう ものではない22-2-35	“もしかしたら起こり うるかもしれない”と 意識する必要があると 思いました。22-2-35
事案に対して、的確な 見立てを行うことは大 事だと思いますが、 22-2-28	その見立てが必ずしも 絶対でないことも、意 識しなければなら ないと思いました。
虐待有無の確認は必要 だが、こだわりすぎる と偏ったアセスメント になる危険性がないか	虐待と見破る専門性っ て? 24-1-50

医師の意見の大きさ

医師の診断で虐待とさ れると、それをもとに 考えてしまい、適切な 判断を行うのは難しい	Dr.の診断・判断を盲 信しすぎるところはあ る22-2-12	医師の診断結果を根拠 に28条申立をするが、 客観的な意見を参考 とする22-2-13	虐待の事実があったの か、なかったのか判断 するのは難しい… 22-2-14
虐待の疑いのある子の 外傷やネグレクトの症 状を診てもらえる法医 学教室との連携が必要	Dr.が虐待と言ったこ とを児相でどうやって くつがえす? 24-1-3	セカンドオピニオンの 結果まで時間がかかっ た経験があるが、HPへ のアプローチはしたか	医学診断への信頼度の 高さ24-1-6
2名の医師の診断をく つがえすだけの根拠を どうやって見つけるの か24-1-6	医師の意見には従う(医 師は専門家) 24-1-7	重篤なケースで医師の 見立てに反するのは困 難24-1-7	けがについて何人も Dr.にきいてケースワ ークしている24-1-8
ケガについてDr.の意 見がある中でまちがっ ていると判断できない と思う24-1-8	セカンドオピニオンの 時期は適切だったが、 サードオピニオンは不 要だったか。24-2-20	このような案件は医師 の意見が大きい。 24-2-21	常勤とまではいかなく ても、もっと連携がと れる体制を。24-2-21
児相としてはセカンド オピニオンまで取って おり、虐待とされた。 24-2-22	親側の医学診断はどの ような内容だったのか 。24-2-22	もっと意見をきく医者 の数を増やした方がよ かった?でも全くちが う初見が出て困るし	Dr.の表現に説得され てしまうこと22-1-16

28条申立の必要性

抗告するか否かの判断 は難しい22-2-32	どんなギロンがあった か? 22-2-32	判断を裁判所にゆだね るための28条申立十 分あり得る22-2-33	子どもの安全22-1-26
虐待の見逃しを防ぐた めにはある程度28条 が認められないケース はでてくると思う	審判は刑事責任を問う ものではない。よりよ い処遇につながるもの 24-1-29	28条申請は必要だっ たと思う24-1-32	裁判で棄却となった結 果であっても申立ては するべきもだった 24-1-32

28条申立の判断について

身体的虐待か医療ネグ レクトかの判断 22-1-17	28条申請におけるの ブレ22-1-17	今までの28条では医 師の虐待の見立てがあ って負けたことはなか った(少なかった)	最新SBとかあるけど… 24-1-30
家裁が虐待がないと判 断した理由は? 24-1-31	なぜ裁判所で認められ なかったのかを探す(考 える)のが今後の課 題か24-1-34	必要な根拠は他にどの ようなものがあるのか ?を探す(考える)のが 今後の課題か24-1-34	ネグレクトで28条を 通すのはハードルが高 い24-1-53

審判結果の解釈に疑問

28条申立が却下されると、一時保護の判断自体が間違っていたかのような印象を与える	虐待はなかった一虐待とは認められない 22-1-27	28条不承認は”虐待がない”ではない 22-2-30
あくまでも要件をみたさなかっただけ 22-2-30	「虐待がなかった」と報道されていること。 22-2-38	「虐待はない」は言えない 22-2-41
「虐待があったと認めることができない」は言える 22-2-41	裁判所の却下は虐待なしではない 24-1-35	裁判の結果=虐待がなかったではない 24-1-36
28条申立却下=虐待はなかったとの解釈では、すべて児相が間違っていたと世間は思っている		
無実が証明された訳ではなく加害が特定されなかっただけと思うがなぜ今のような報道に		

報道のあり方に疑問

一時保護は必要だったと考えるので、なぜここまでマスコミ等にたたかれないといけない	虐待なしあるの判断はやさしいが、虐待ありなしの判断は難しい 22-2-40
今後の面接などでこの事案のことを理由に言われると、ケースワークがしにくくなる	世間の受け止め方（マスコミ？） 24-1-17
虐待の有無のみに焦点があてられる（あてようとすると）傾向は児相の立場としてしんどい	マスコミに対して保護しなくても責められ保護しても責められ単にはやし立てたいだけか
結局なぜ骨折したんだろう？このことをなぜ報道しない？ 24-2-41	なぜ報道では審判に時間がかかったことにふれないのか？ 24-2-43

市・市長の対応に疑問

明石市長は検証する前から何が間違ってたとおっしゃってるのか。 24-2-10	第三者委員会に親側の弁護士や親も入ってされる現状をみていると仕事に対する不安を感じる	トップの「（引き継いだ後）精査すべきだったのに漫然と対応した」との発言等 22-2-36	現場のモチベーションが下がりがちな気がする 22-2-36
市長が何を謝罪したかが不明一保したことなら疑問 22-2-39	県から市への引き継ぎはどのように行われるものですか？（どのように行われましたか）	市長は自らの市に児相をつくり、虐待防止のための職員の新しどさを分かっているのか？	みんな疲弊してしまっている？ 24-1-11
市長に対して 住民の意に沿うことと児童の安全を守ることは必ずしも同じ結論にはなら	どちらがより大切かはケースバイケース。 24-1-12	全ての対応が間違っていたような言われ方は納得いかない。 24-1-13	明石市長の言動についてやるせなさを感じた。 24-1-14
明石市長の主張しているやり方が当たり前になるのが怖い。 24-1-15	対応がまちがっていた（虐待なかった）との謝罪はより保護者と県との対立を強めたのでは	（今後のことを考えて…） 24-1-16	

図8：KJ法データの統合結果

4 考察

4.1 メディアの問題構築に関する考察

(1) 象限の分類による考察

まずは、コレスポネンス分析の結果を象限ごとに分類し、各象限内にどのようなデータが分布しており、どのような共起関係が見られるのかについて考察を行う。

第一象限は、両親が児童相談所から受けた対応、市側が対応を問題視していることに関するトピックを中心に、両親の心情や当時の対応の検証、審判申し立ての経緯に関するトピックが含まれている。このことから、両親側の視点と市側の見解が共起関係にあり、それらが合わせて報道されていることが示唆される。

第二象限は、面会・通学の新運用に関するトピックが多く含まれている。また、「2020年11月」が含まれていることから、この時期に面会・通学に関する新運用についての報道が多いことが示唆される。

第三象限は、第三者制度に関するトピックの他、両親が児童相談所から受けた対応、両親が児童相談所から受けた対応、親子の権利に関するトピックなどが含まれている。第三者制度や親子の権利に関するトピックは他の象限では見られず、2021年2月以降の発行月データが含まれていることから、発行時期11カ月間の後半に、第三者制度や親子の権利

に関する報道が多いことが示唆される。

第四象限は、両親の心情や訴え、市側および県側の当時の対応に関する見解、対応の検証に関するトピックが含まれている。このことから、両親・市・県という複数の見解が合わせて報道されていることが示唆される。また、第一象限でも、両親側の視点と市側の見解の共起関係が示唆されており、複数の見解が同時に報道される傾向にあることが考えられる。

ここまで、分析結果を象限ごとに分類し、各象限内にはどのようなデータが分布しているか、また、どのような共起関係が見られるかについて考察してきた。しかし、象限ごとの分類では、象限をまたぐ共起関係をとらえられない他、象限内でも位置的に距離のあるデータ同士については、必ずしも共起関係があるわけではないと考えられる。例えば、「虐待なかった」（第四象限）と「一時保護された」（第一象限）などは象限をまたがって共起関係にある。このような象限をまたがる共起関係について検討するために、以下では、メディアデータおよび発行月データの観点から考察を行う。

(2) メディアデータからの考察

メディアデータの考察では、各メディアデータを中心点とした半径0.5の円を描き、その範囲内に分布しているデータが共起関係にあるとみなす（図9～10）。それによって、各メディアについて共起関係にあるのはどのようなデータか、それらのデータにはどのような傾向があるのかを考察していく。

「朝日新聞」は、面会機会確保に関するトピックと共起関係にあるといえる。「産経新聞」は、面会機会確保、市側が対応を課題視していること、裁判で虐待が認められなかったことに関するトピックと共起関係にあるといえる。「日経新聞」は、面会機会確保、市側が対応を課題視していること、裁判で虐待が認められなかったこと、対応の検証、両親の心情に関するトピックと共起関係にあるといえる。「毎日新聞」は、抗告の経緯、市側が対応を謝罪していること、両親の受けた対応、対応の検証に関するトピックと共起関係にあるといえる。「読売新聞」は、第三者制度、裁判で虐待が否定されたこと、長期間の一時保護に関するトピックと共起関係にあるといえる。「サンテレビ」は、第三者制度、裁判で虐待が否定されたこと、長期間の一時保護に関するトピックと共起関係にあるといえる。「関西テレビ」は、審判争いによる保護の長期化、抗告の経緯、対応の検証、対応の反省、保護の妥当性に関するトピックと共起関係にあるといえる。「神戸新聞」は、長期間の一時保護に関するトピックと共起関係にあるといえる。

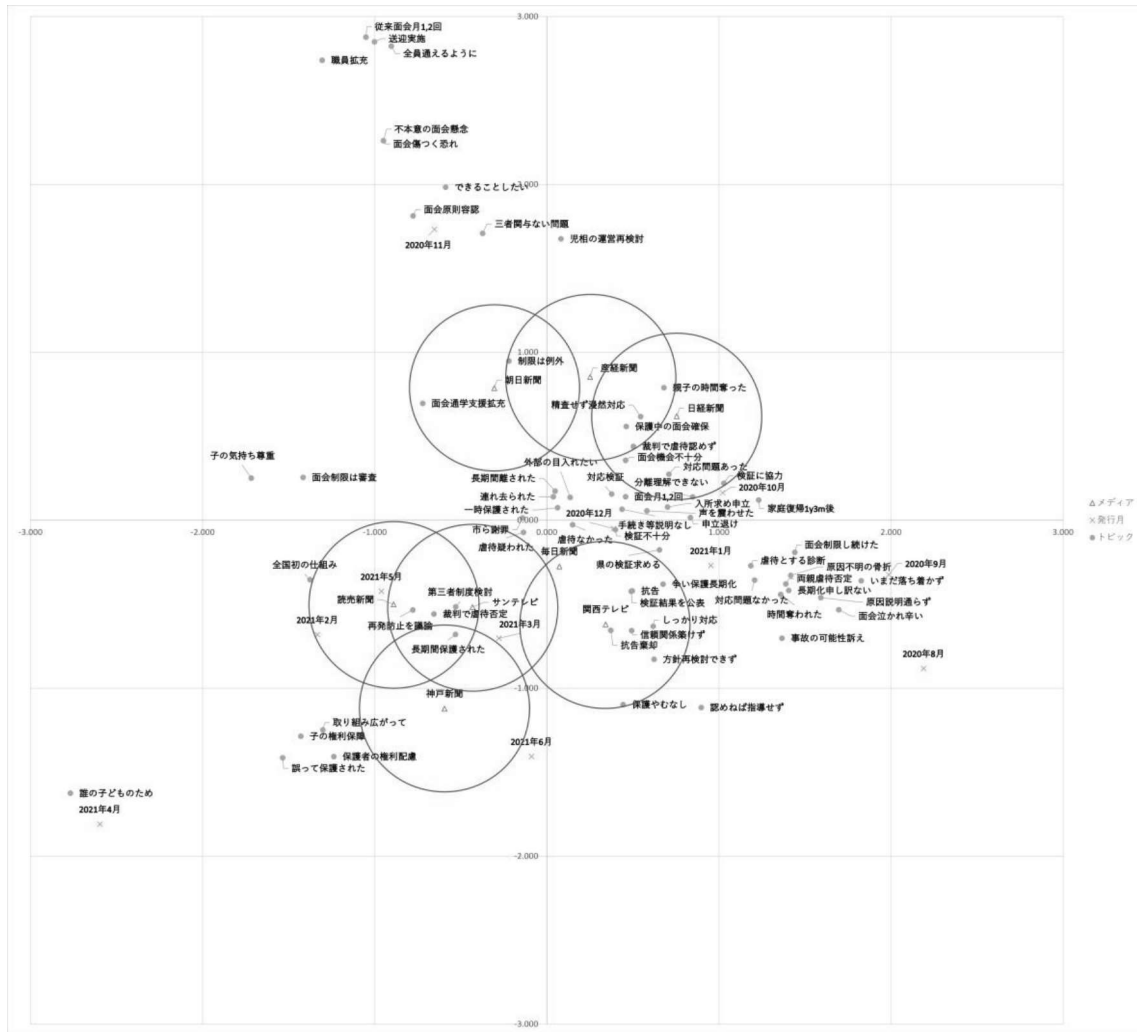


図9：メディアデータの共起関係（全体図）

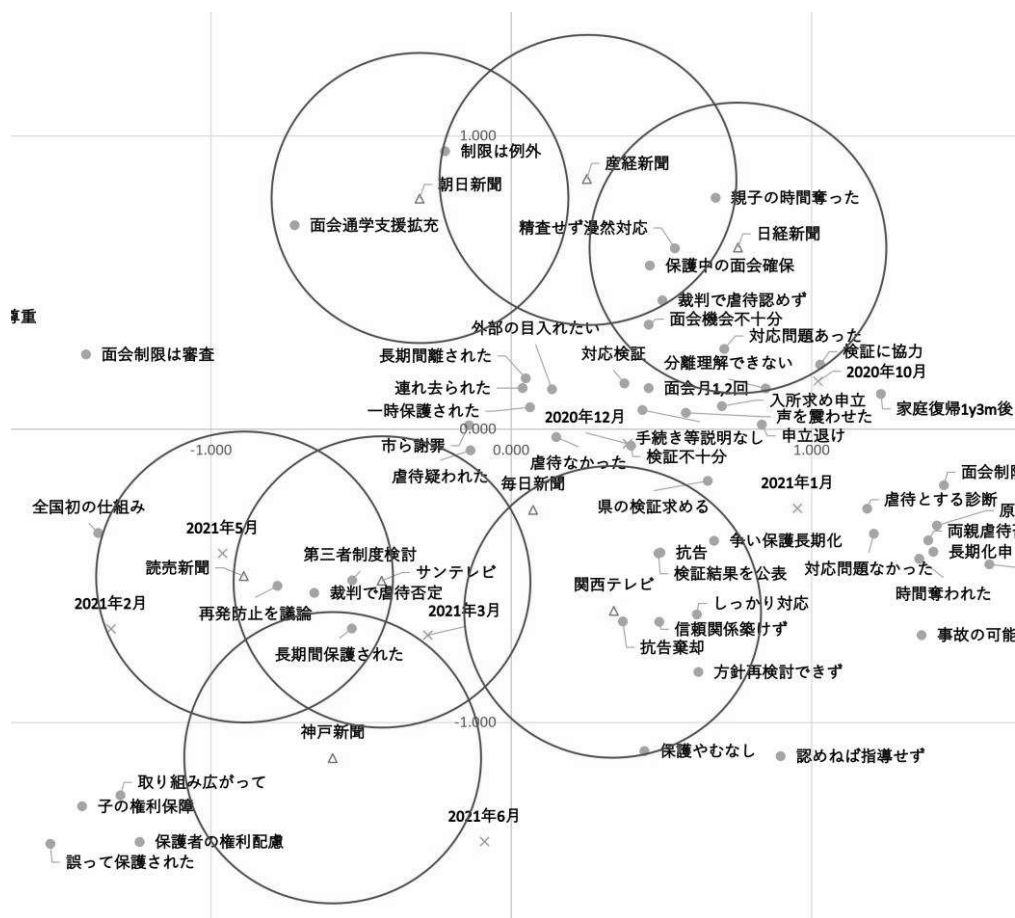


図 10：メディアデータの共起関係（拡大図）

(3) 発行月データからの考察

次に、発行月データの観点から考察を行う。共起関係とみなす範囲はメディアデータと同様に円内に分布するデータとする（図 11～14）。

「2020年8月」は、円内に分布するデータがないが、「2020年9月」の円と近接しており、比較的近い傾向にあることが示唆される。「2020年9月」は、両親の訴えや心境に関するトピックが共起しており、この時期には両親の視点からの報道が多くみられることが示唆される。「2020年10月」は、両親が児相から受けた対応や心境、審判の経緯、対応の検証などに関するトピックが共起しており、引き続き両親の視点からの報道が多いことが示唆される。「2020年11月」は、面会機会確保の運用に関するトピックが共起しており、8～10月とは異なる傾向の報道がなされていることが示唆される。「2020年12月」は、両親の受けた対応や心境、審判の経緯、対応の検証、市側が対応を課題視していることなどに関するトピックが共起している。この時期には8～10月の傾向と同様に両親の視点が多く、加えて市側の視点を取り上げられる傾向にあることが示唆される。「2021年1月」は、両親が児相から受けた対応や心境、審判の経緯、対応の検証、県側の見解などに関するトピックが共起している。この時期もここまで同様の傾向があり、県側の視点も取り上げられる傾向にあることが示唆される。「2020年2月」以降は、第三者制度に関するトピックが多く見られ、これまでのような、両親や市側、県側の視点を取り上げられる傾向

とは異なる傾向の報道がなされるようになったことが示唆される。

以上のことから、発行月の傾向は3つに分類することができる。第一に、2020年11月を除く2020年8月～2021年1月までの期間は、両親や市側、県側などの視点が多く取り上げられる傾向にある。第二に、2020年11月は、面会の新運用に関する報道が多い傾向にある。第三に、2021年2月～6月までの期間は、第三者制度に関する報道が多い傾向にある。

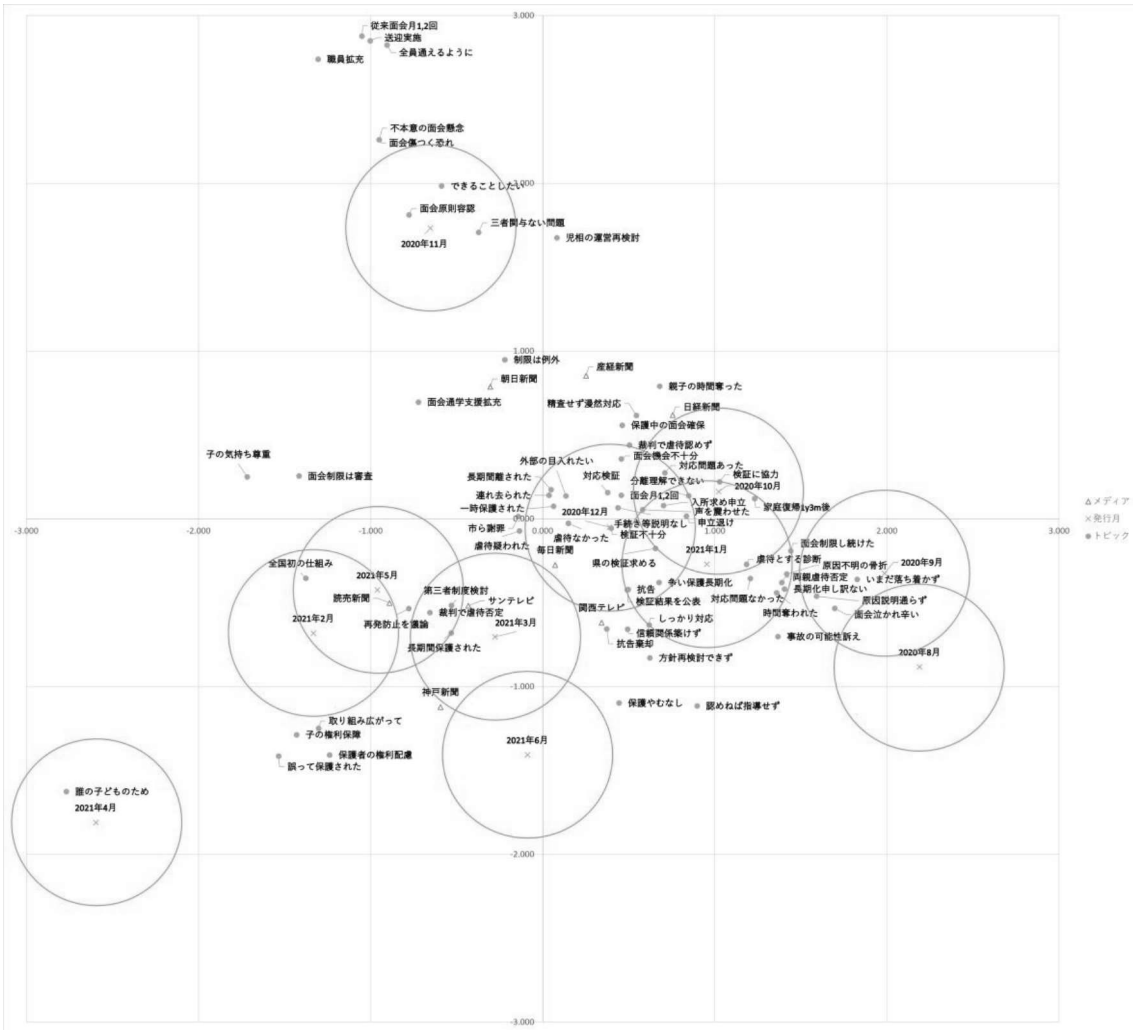


図 11：発行月データの共起関係（全体図）

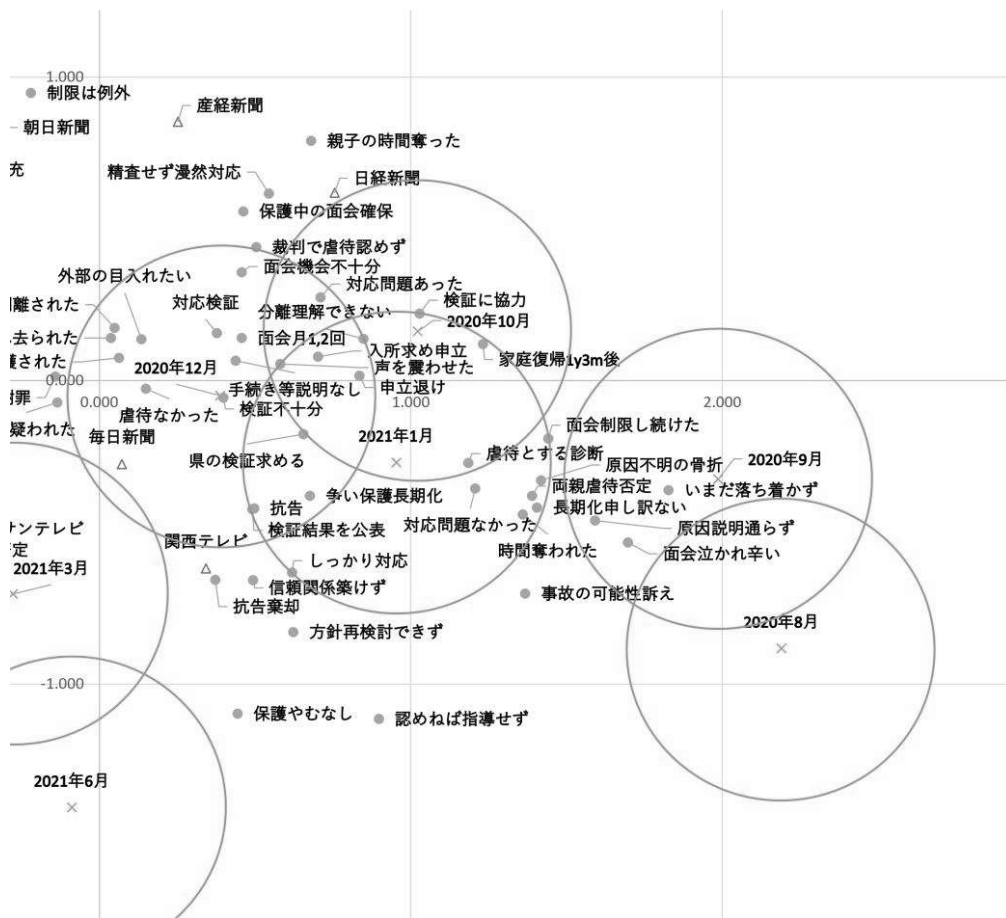


図 12：発行月データの共起関係（拡大図 1）

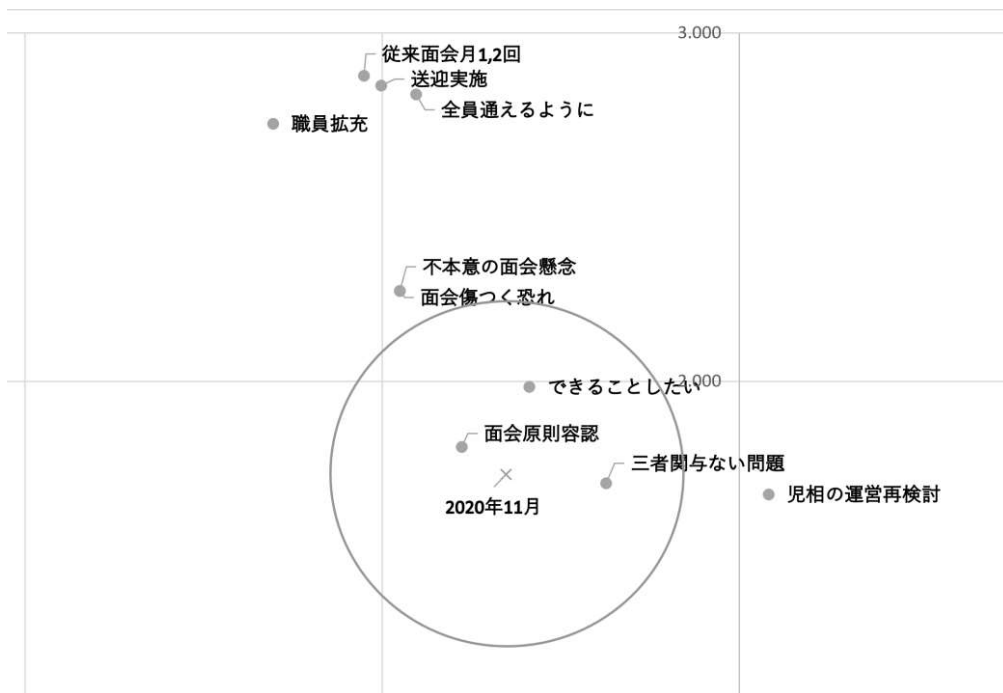


図 13：発行月データの共起関係（拡大図 2）

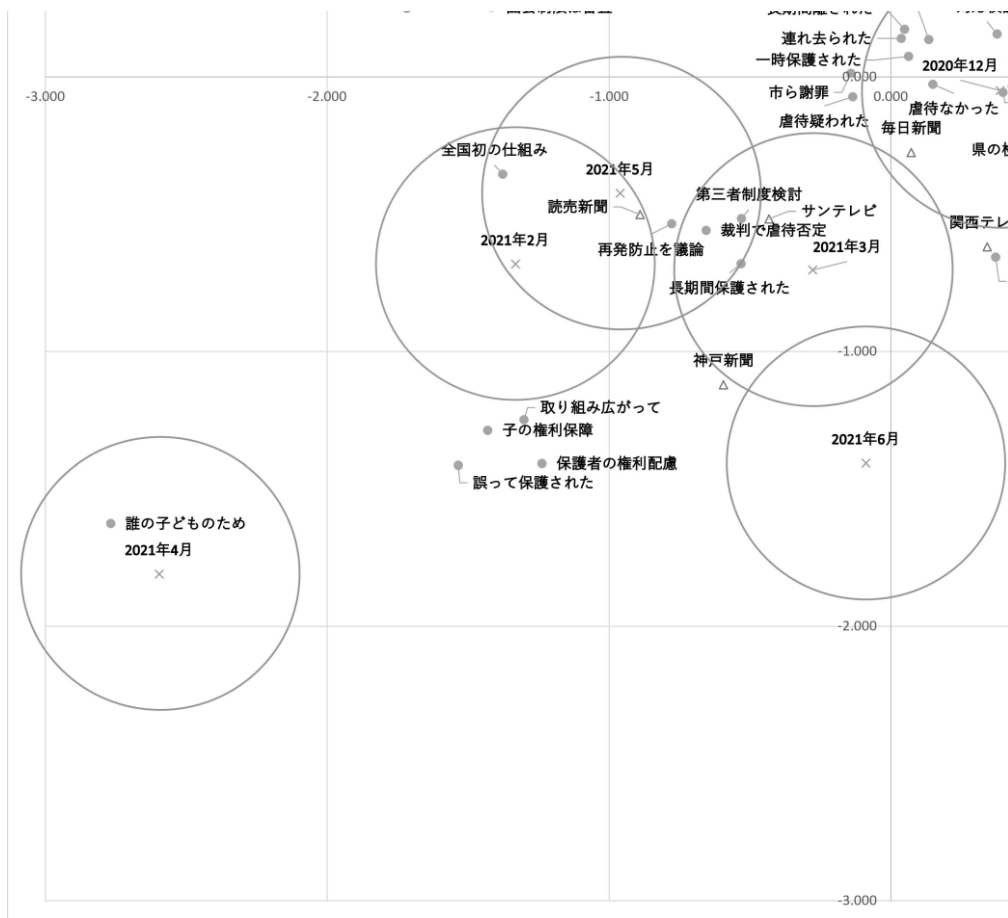


図 14 : 発行月データの共起関係 (拡大図 3)

また、発行月データを時系列順に線で結び、発行月データがどのように移行しているかを整理した (図 15)。

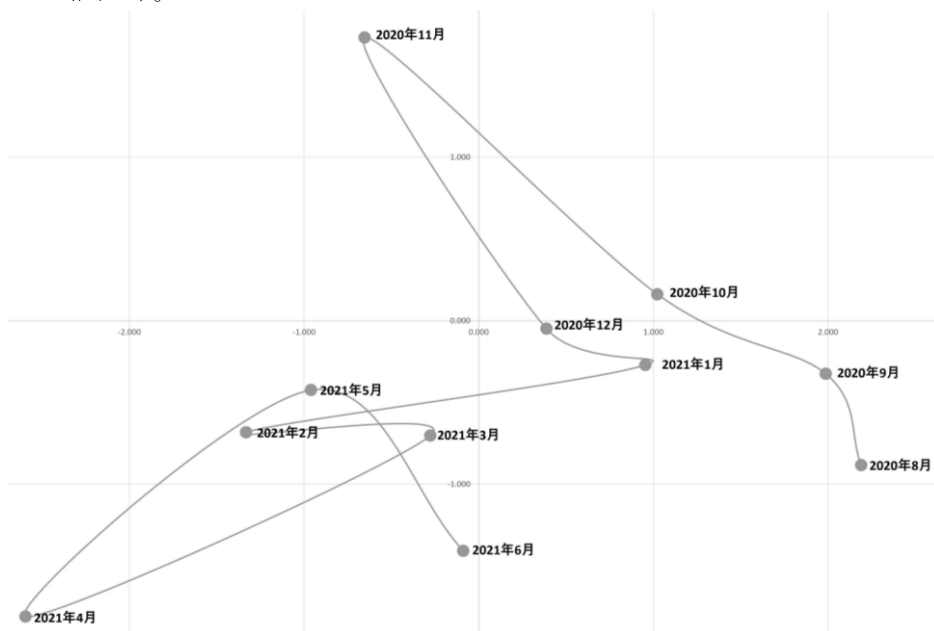


図 15 : 発行月データの推移

図によると、発行月データは中央より右下の2020年8～10月から上部の2020年11月に移行。その後2020年12月～2021年1月の右下に移行し、左下の2021年2～6月に移行している。先述した発行月の傾向でいえば、第一の傾向から始まり、第二の傾向を経由した後、第一の傾向に戻り、最終的に第三の傾向に移行している。

(4) 問題構築のあり方の分類

以上の考察をまとめると、対象事例におけるメディアの問題構築のあり方を三段階に分類することができる(図16)。第一段階は、複数の立場による見解を報道する段階である(図17)。第二段階は、面会等の新運用とその懸念について報道する段階である(図18)。第三段階は、第三者制度や親子の権利について報道する段階である(図19)。また、記事の発行時期によってメディアの問題構築のあり方はこれらの段階を行き来しており、第一段階→第二段階→第一段階→第三段階と移行している。

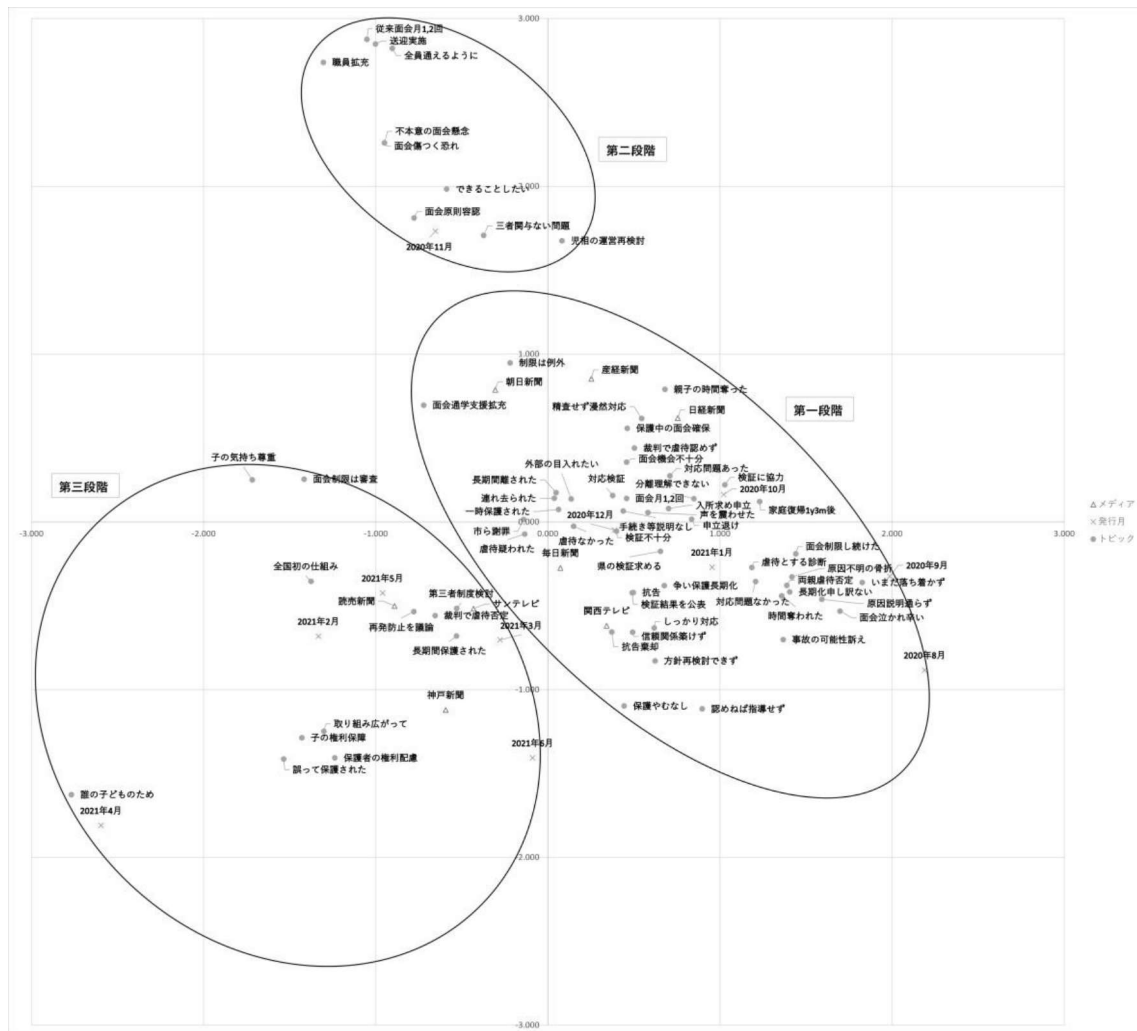


図 16 : 三段階の問題構築 (全体図)

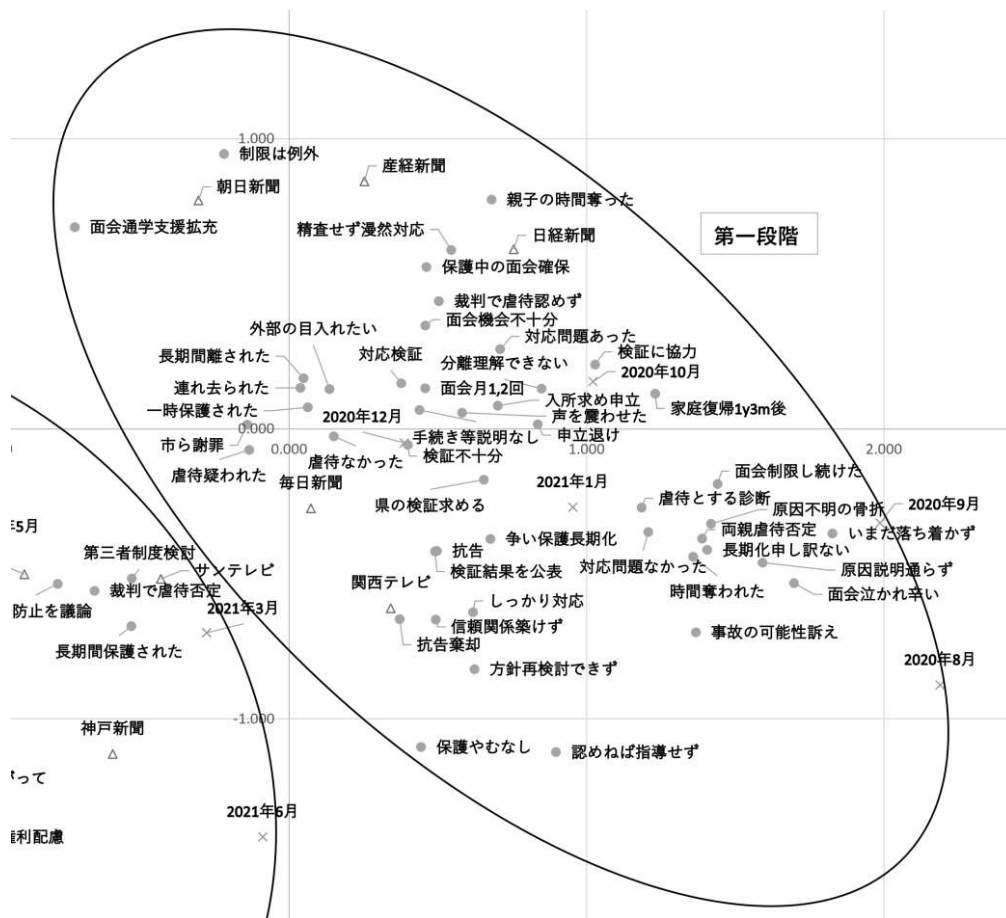


図 17：第一段階

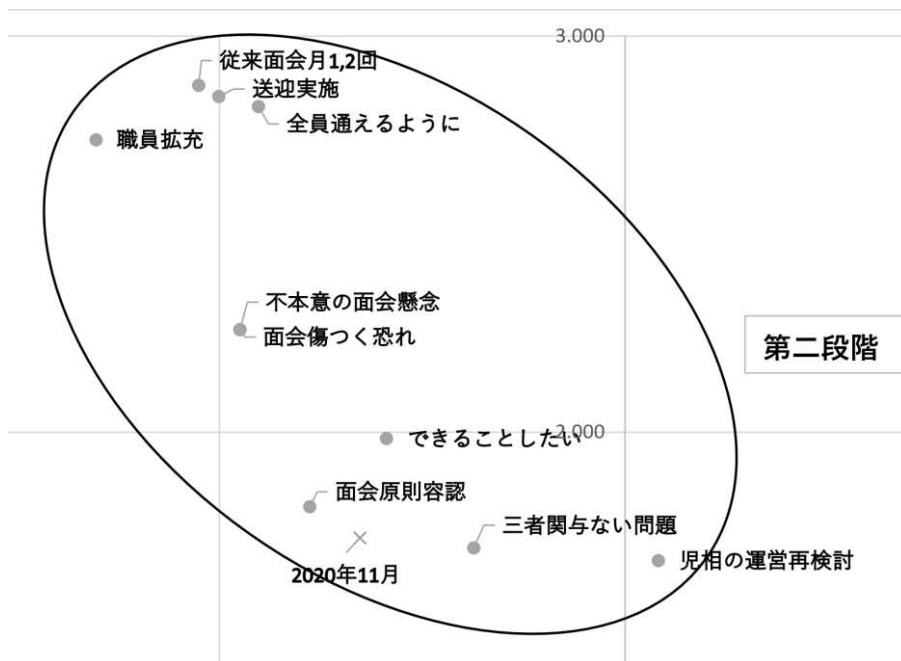


図 18：第二段階

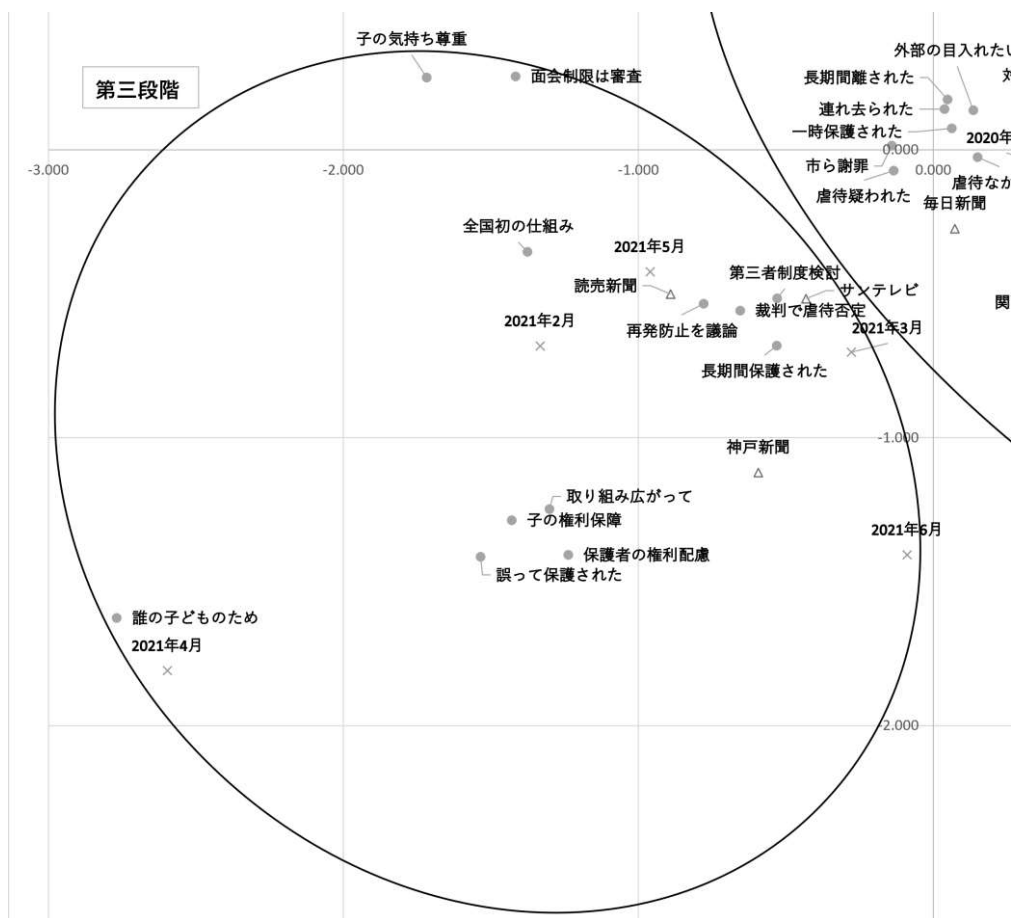


図 19 : 第三段階

第一段階では、当時の対応や虐待の疑いに関して複数の立場による見解が報道されており、当時の対応については「対応問題あった」「分離理解できない」「保護やむなし」など、虐待の疑いについては「虐待なかった」「両親虐待否定」「虐待とする診断」など、異なる見解が同時に取り上げられる傾向にある。一方で、第三段階では、それらに関して複数の見解ではなく、「誤って保護された」「裁判で虐待否定」など単一の見解で報じる傾向にある。つまり、第三段階では、一時保護は誤りで、虐待は否定されたものとして報道される傾向にあるのである。

2020年8月から2021年1月のほとんどが第一段階の報道傾向にあるのに対し、11月のみが第二段階の報道傾向にある。このような傾向の変化については、以下のような要因が考えられる。第一に、明石市の「こどものための一時保護の在り方に関する検討会」は複数回開催されているが、第1回が11月2日に開催されている（明石市 2021a）という点である。また、そこでは運用改善の方向性について検討されており、面会機会や通学機会の確保が改善策として挙げられている（明石市 2021b）。第二に、明石市が同月5日に面会等の新運用を発表している（朝日新聞 2020. 11. 6 朝刊）という点である。このような動きがあったことで各社がそれらについて報道し、11月の報道傾向が変化したのだと考えられる。

また、第二段階から再び第一段階に傾向が変化していることについては、以下のような

要因が考えられる。第一に、明石市の第2回検討会が12月11日に開催されており、その内容として両親の陳述が含まれている（明石市 2021c）という点である。第二に、兵庫県が、当時の対応に関する見解を明石市側に1月21日付で回答している（朝日新聞 2021.1.23 朝刊）という点である。このように12月および1月に複数の立場からの見解が明らかにされたことから、メディアの報道が再び第一段階の傾向に転じたのだと考えられる。

さらに、第三段階への報道傾向の移行については、以下のような要因が考えられる。第一に、明石市の第3回検討会が2月9日に開催されており、そこで「こどものための第三者委員会」創設の方針が決まった（明石市 2021d）という点である。また、4月20日に第三者委員会の創設および初会合がされた（神戸新聞 2021.4.20）ということも要因として考えられる。第二に、6月18日に兵庫県児童虐待防止委員会の開催結果報告が記者発表されている（兵庫県 2021a）という点である。そこでは、第三者が関与する仕組みの必要性や子どもの権利擁護などについても言及されており（兵庫県 2021b）、第三段階のトピックのうち、「第三者制度検討」「長期間保護された」「子の権利保障」「保護者の権利配慮」に県の記者発表に関する報道内容が含まれている。このように、2月以降に子どもの権利擁護のための第三者制度創設やその議論の進展によって、メディアの報道傾向が変化したのだと考えられる。

第三段階内には、「誰の子どものため」「2021年4月」というデータがあるが、これらは密接な共起関係にあり、第三段階内の他のデータと位置的に距離がある。このような分布となった要因については、以下のように考えられる。まず、「誰の子どものため」を構成する元データがすべて、4月20日に行われた「こどものための第三者委員会」の初会合における市長のコメントであったことから、2つのデータが密接な共起関係にあることを示す分布になったと考えられる。また、4月の記事8件のうち6件が委員会の初会合に関するものであったことから、第三段階内の他のデータとの距離が生じたと考えられる。

(5) 社会問題過程の相互作用モデルからの考察

先行研究として示した通り、ベストによると、社会問題過程の各段階間には相互作用が見られ、メディア報道の段階もまた他の段階と相互作用する（pp. 336-7）。上記の考察では、対象事例に対するメディア報道の問題構築のあり方は三段階に分類され、それらは市・県の動きなどから影響を受けて変化していることが示唆された。このような問題構築のあり方の変化を社会問題過程の相互作用モデルに当てはめて考えると、市・県の制度的な動きや見解は、政策形成段階やクレーム申し立て段階にあたり、それらが他段階であるメディア報道の段階に影響を与えた結果、問題構築のあり方が変化したと理解することができる。また、県の記者発表が第三段階への移行に影響を与えているという点をふまえると、ある狙いがある記者発表が行なわれたことが予想される。すなわち、明石市側の解釈や対応など自分たちとは異なるクレームが申し立てられ、メディアによって報道されたことを受けて、児童虐待防止委員会としてのクレームを申し立て、メディアに報道してもらうことで、問題構築のあり方に変化をもたらすという狙いである。そして、このような作用を社会問題過程に当てはめると、クレーム申し立ての段階内や、クレーム申し立ての段階とメディア報道の段階の間に相互作用が生じていたと理解することができる。

ベストによると、メディアは、複数の見解が存在する問題を報道する場合、双方の見解を取り上げることでバランスをとろうとする傾向があるが、幅広い合意が得られている問題を報道する場合には、バランスのとれた報道をしない (p. 151)。このような点をふまえると、第一段階は、複数の見解を同時に報道する傾向にあり、見解のバランスをとろうとしているが、第三段階は、複数の見解を取り上げる傾向にはなく、バランスをとらなくなったと理解することができる。このことから、対象事例に対するメディアの認識が、複数の見解が存在しバランスをとるべき問題から、合意が存在しバランスをとる必要のない問題へと変化した可能性が考えられる。

また、ベストは、メディアがニュースを報道する際に考慮する点の一つに、「目新しさ」を挙げている (p. 150)。対象事例に対するメディア報道においても、目新しさが考慮されていると考えられるような点がある。具体的には、第二段階に移行した11月に明石市の第1回検討会が開催されている点、第三段階に移行した時期である2月に第三者委員会創設の方針が決定しているという点である。このように、対象事例に関する目新しい出来事があった時期に、メディアの問題構築のあり方が変化していると考えられる。

4.2 児童相談所職員らの反応との比較

以下では、KJ法データの統合結果との比較によって、メディアの問題構築のあり方について考察を行う。前提として、KJ法データの統合結果から読み取れるのは、KJ法が実施されたワークショップに参加した職員らの反応であって、児童相談所やその職員ら全体の総意というわけではない。

まず、統合の結果得られたカテゴリーである「子どもの安全のためには保護必要」について検討する。このカテゴリーからは、児童相談所としては、子どもの安全を第一に「疑わしきは保護」というスタンスをとるため、対象事例では一時保護は必要な措置だったと考えていることが読み取れる。このような見解は、対応に問題があったとする明石市側の見解とは異なるものであり、「市・市長の対応に疑問」のカテゴリーでは、明石市側の見解を疑問視していることが読み取れる。このことから、対象事例の当時の対応については、見解に合意が得られているわけではないということがわかる。また、メディアの問題構築のあり方の第一段階では、そのような異なる複数の見解があることが反映された報道傾向にあるが、第三段階はそのような傾向にはなく、「誤って保護された」というように児相現場の認識とは異なる報道傾向にあると考えられる。

また、児相現場の認識とメディアが取り上げる見解の相違は、他の要素でも見られる。「審判結果の解釈に疑問」のカテゴリーでは、裁判所によって申し立てが却下されたことが明石市側によって「虐待はなかった」と解釈されていることを疑問視していることが読み取れる。メディアの問題構築のあり方の第三段階では、審判結果について「裁判で虐待が否定された」と解釈される傾向にあり、そのような点からも、第三段階が現場の認識と異なる問題構築のあり方をする傾向にあると考えられる。

「審判結果の解釈に疑問」「報道のあり方に疑問」「市・市長の対応に疑問」のカテゴリーでは、「虐待はなかった」という解釈や明石市長の対応、メディアによるそれらの報道が、世間の受け止め方や現場の業務およびモチベーション、保護者との関係性などに悪影響を及ぼすことを懸念しているということが読み取れる。このことから、対象事例では、

クレーム申し立ての段階やメディア報道の段階が、大衆の反応の段階や社会問題ワークの段階に影響を及ぼしうることが考えられる。

5 結論

5.1 本研究のまとめ

結論として、本研究で示唆されたことについてまとめる。まず、対象事例に関する記事の分析とその考察からは、対象事例におけるメディアの問題構築のあり方は、複数の立場による見解を報道する第一段階、面会等の新運用とその懸念について報道する第二段階、第三者制度や親子の権利について報道する第三段階の三つに分類することができた。これらの段階は、第一段階→第二段階→第一段階→第三段階と移行しており、その要因として、明石市や兵庫県の動きの影響が示唆された。また、社会問題過程の相互作用モデルに依拠すると、メディア報道の段階がクレーム申し立ての段階や政策形成の段階の影響を受けたのだと理解することができる他、報道のバランスを取るべきか否か、目新しい内容かどうか、といったメディアが考慮すべき点もまた、対象事例におけるメディアの問題構築のあり方に影響を与えたことが示唆された。加えて、第三段階に移行した要因についての考察では、クレーム申し立ての段階内や、クレーム申し立ての段階とメディア報道の段階の間に相互作用が生じていたことが示唆された。

さらに、児童相談所職員らの反応との比較による考察からは、メディアによって報道される当時の対応についての見解や審判結果の解釈は、児相現場と認識が異なる場合があり、特に第三段階ではそのような報道傾向にあることが示唆された。また、対象事例では、クレーム申し立ての段階やメディア報道の段階が、大衆の反応の段階や社会問題ワークの段階に影響を及ぼしうることが示唆された。このことから、対象事例において、メディア報道の段階は、他段階や考慮すべき点からの影響を受けるだけでなく、他段階にも影響を与えうると考えることができる。

5.2 今後の課題

次に、本研究における分析上の課題を述べる。本研究では、メディアの問題構築のあり方について、対象事例に関する記事のコレスポネンス分析によって考察したが、そのコレスポネンス分析の対象範囲についていくつかの課題がある。第一に、分析対象としたトピックは頻度4以上のものであり、それ以下の頻度のトピックは分析結果に反映されていないという点である。そのため、対象事例について言及しているトピックのすべてが分析対象となっているわけではなく、分析から外れたトピックについての十分な考察ができなかった。第二に、記事から抽出したトピックが同様のトピックかどうかは筆者が判断しており、トピックの弁別に客観的な基準があるわけではないという点である。トピックをわけるか否かによって分析結果が変わる可能性も考えられることから、明確な基準を設けた上で複数人がチェックを行うなど、客観性を高める工夫が必要だったと考えられる。第三に、対象記事について言及しているトピックのみを抽出対象としている点である。対象事例について言及している記事の中には、対象事例ではなく児童虐待問題一般について言及している内容が含まれるものもあり、そうした内容については分析対象としていない。そのため、そのような内容についてのトピックと対象事例についてのトピックの共起関係

を検討することができなかった。このように、本研究におけるコレスポネンス分析では、分析の対象範囲に制約を設けており、分析することができなかったトピックが存在するということが課題だといえる。

最後に、今後の課題について述べる。本研究では、ベストの社会問題過程の相互作用モデルから、これまでの社会構築主義的な児童虐待研究が明らかにしてきたような児童虐待の社会問題過程も変化しうるものであるとして、先行研究で検討がなされていない虐待疑いによる長期親子分離の一事例を取り上げ、その事例についてメディアがどのような問題構築を行っているのかを明らかにしようとしてきた。しかし、メディアによる問題構築のあり方は、社会問題過程全体で見れば一つの段階にすぎない。そのため、本研究で対象とした事例だけでも、社会問題過程のあらゆる段階における問題構築のあり方や、それらの相互作用についても検討していく必要がある。また、対象事例と同様の事例は他にも存在し、それらに対して本研究で示唆されたようなメディアの問題構築のあり方が当てはまるとは限らない。この事例に特有のものであるのか、あるいは他の事例にも共通するものがあるのかといったことを明らかにしていくには、同様の事例ではどのような問題構築が行なわれているかを検討していくことが必要である。さらに、本研究で取り上げた種類の事例や先行研究で検討されてきた種類の事例の他にも、異なる問題関心の事例があるとすれば、そのような事例についてもどのような問題構築がなされているのかを研究することが必要である。このようにして、児童虐待に関する様々な事例に対する問題構築のあり方の研究を重ねることによって、変化する児童虐待の社会問題過程をより明らかにしていくことができると考えられる。

参考文献

- 赤川学, 2012, 『社会問題の社会学』 弘文堂.
- 上野加代子, 1996, 『児童虐待の社会学』 世界思想社.
- 上野加代子・野村知二, 2003, 『〈児童虐待〉の構築——捕獲される家族』 世界思想社.
- 内田良, 2009, 『「児童虐待」へのまなざし——社会現象はどう語られるのか』 世界思想社.
- 田中理絵, 2011, 「社会問題としての児童虐待——子ども家族への監視・管理の強化」『教育社会学研究』 88: 119-38
- 見原礼子, 2019, 「「子ども虐待」の構築主義的研究を再考する——到達点、そしてその先へ」『多文化社会研究』 5: 332-52.
- Best, J., 2017, *Social Problems, Third Edition*, W.W.Norton & Company. (赤川学監訳, 2020, 『社会問題とは何か——なぜ、どのように生じ、なくなるのか?』)
- Spector, M. & Kitsuse, Johi I., 1977, *Constructing Social Problems*, Menlo Park, CA: Cummings Publishing Company. (村上他訳, 1990, 『社会問題の構築——ラベリング理論を超えて』, マルジェ社.)
- 明石市, 2021a 「こどものための一時保護の在り方に関する検討会」, <https://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/kodomo-c/tsugaku-menkai/ichijihogokentoukai2.html#dailkai> (2021年12月18日取得).
- 明石市, 2021b 「資料3 運用改善の方向性」, <https://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/kodomo-c/tsugaku-menkai/documents/104houkousei.pdf> (2021年12月18日取得).
- 明石市, 2021c 「第2回 こどものための一時保護の在り方に関する検討会 次第」, <https://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/kodomo-c/tsugaku-menkai/documents/200shidai.pdf> (2021年12月18日取得).
- 明石市, 2021d 「第3回 こどものための一時保護の在り方に関する検討会 次第」, <https://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/kodomo-c/tsugaku-menkai/documents/300shidai.pdf> (2021年12月18日取得).
- 関西テレビ放送, 2021年3月12日 「児童虐待と誤認保護、どちらも防ぐには…『一時保護の司法審査』、厚労省検討会の結論は?」, <https://www.ktv.jp/news/jisou/20210312/> (2021年12月18日取得).
- 厚生労働省, 2021a 「令和2年度児童虐待相談対応件数」, <https://www.mhlw.go.jp/content/000863297.pdf>, (2021年12月18日取得).
- 厚生労働省, 2021b 「児童虐待防止対策」, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html, (2021年12月18日取得).
- 兵庫県, 2021a 「兵庫県児童虐待防止委員会の開催結果報告」, https://web.pref.hyogo.lg.jp/press/20210618_7929.html (2021年12月18日取得).
- 兵庫県, 2021b 「資料2」, https://web.pref.hyogo.lg.jp/press/documents/20210618_7929_2.pdf (2021年12月18日取得).